

県出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成22年9月8日(水) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後4時06分

場 所 第3委員会室

委員出席者 委員長 森屋 宏
副委員長 進藤 純世
委 員 深沢登志夫 高野 剛 渡辺 英機 浅川 力三
保延 実 棚本 邦由 丹澤 和平 小越 智子

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

企画県民部長 中澤 正徳 企画県民部理事 杉田 雄二
企画県民部次長 小林 明 企画課長 橋田 恭
県民生活・男女参画課長 興石 隆治

森林環境部長 中楯 幸雄 森林環境部次長 山本 正彦
森林環境総務課長 深尾 嘉仁 環境創造課長 小野 浩
環境整備課長 守屋 守

商工労働部長 丹澤 博 商工労働部次長 末木 浩一
商工企画課長 佐野 芳彦 産業支援課長 尾崎 祐子

観光部長 後藤 雅夫 観光部次長 窪田 克一
観光企画・ブランド推進課長 望月 洋一 国際交流課長 古屋 正人

農政部長 松村 孝典 農政部次長 吉澤 公博 農政総務課長 野中 進
農村振興課長 山本 重高 畜産課長 白砂 勇

県土整備部長 小池 一男 県土整備部次長 酒谷 幸彦
県土整備総務課長 末木 正文 道路整備課長 野中 均
下水道課長 小野 邦弘 建築住宅課長 和田 健一

教育長 松土 清 教育次長 佐藤 安紀 教育庁次長 八木 正敏
教育庁総務課長 広瀬 正三 スポーツ健康課長 相原 繁博

議題 県が出資している法人の経営状況の調査の件

審査の結果 付託案件に対する審査の結果について、「いずれの出資法人も、概ね設立の趣旨に沿って、一定の経営努力のもとに運営されているものと認められる」とすることに決定した。

審査の概要 午前10時4分から午後4時6分まで(午前11時57分から午後1時15分までと午後3時47分から午後4時3分まで休憩をはさんだ)出資法人の審査を

行った。

まず、議題について、総括審査を行うこととした。

次に、本日の総括審査の方法は各法人の経営状況について、総括的な質疑及び意見を順次発言することとした。なお、「各法人の経営状況に対する意見」について、別紙調査表のとおり提出があり、提出者から調査表に記載の意見と併せ発言することが了承された。

次に、総括審査に入り、別紙調査表記載の意見を中心に質疑が行われた。

主な質疑等

質疑

(財団法人山梨県環境整備事業団について)

丹澤委員

明野の処分場の当初の経営計画によりますと、初年度は3万6,000トンが埋め立てられると、搬入されるという計画でありましたが、過日の調査では初年度は3,300トンだったというふうなお話でありました。これで見ますと計画の10分の1ということでもあります。私たちが常任委員会で産廃協会に「なぜ入れないんだ」と、産廃協会がここへ持っていかなければ、あそこは埋まらないんだ。皆さんの希望でつくった明野の処分場に、皆さんが持っていかなければ埋めてくれる人がないんだ。なぜか、そういうふうな話をしましたら、使い勝手が非常に悪いという話をしていました。

使い勝手が悪いというのは、彼たちは今まで民民の取引をしていて、「きょう持ってくよ」と言うと、「じゃ、すぐ行っていいよ」と言って、ぱっとあけて、ぱっと帰ってこられるという状況であったけれども、どうも明野は予約制があったり、目視検査があったり、展開検査があったり、非常に複雑でなかなか我々みたいに、民間取引になれている人にはやりにくいという発言でした。料金もさることながら、使い勝手のよさがあればという話をしておりましたけれども、それについて県ではどのように認識をしているのか、また、対応しようとしているのかお尋ねをいたします。

守屋環境整備課長

明野の搬入につきましては、搬入の規則を定めてございます。それについては、地元の方も大変心配されている安全性を、どのように担保していくかということ的前提に、そのような手続を定めております。ですので、例えば廃プラスチック類だとすれば、15センチ以下にしてくださいとか、幾つかそういう基準を定めておまして、入れていただける業者さんにしてみれば、非常にやりづらい面もあるということは聞いてございますが、ただ、国が示した基準だとか、安全性を担保する上で、例えば業者さんには運転手の登録をする、それから、講習を受ける、さらに事前に予約の登録をしていただきたいとか、展開検査をするときに、場合によれば持ち帰っていただくものもあつたり、いろいろ面倒な点はあるかもしれませんが、安全性を確保する上で大切な手続だと考えております。

丹澤委員

確かに安全第一という面であれば、事細かに検査をするということもあるし、規則どおりにがんじがらめにやるのがいいでしょうけれども、お互いにどこまで譲歩できるのか、どこまで譲歩してもらった方がいいのか、よく産廃協会と話し合いをされてしまうと、あそこが頼りなんです。あの人たちにそっぽ向かれたら運んでくる人はいないんです。ここはよそから持ってくるこ

とはできないという施設なんですから、一番の大口のお得意さんが何を望んでいるのか、どこまで県が譲歩しても安全性が担保できるのか、そこはよく話し合いをされたほうが、増嵩対策をとる上においては最も大事なことだと思いますけれども、ぜひお願いをいたします。

それから、明野の処分場の今後の見通しについてでありますけれども、今までの明野の経営計画によりますと、初年度が先ほども言ったように3万6,000トン、次年度が4万トン、そして、3年度以後が4万4,000トンで最終年度が2万2,000トン、合わせて23万トンというふうな計画になっていますね。先ほどもお話をいたしましたように、初年度が1割しか満たなかった。そして、この計画は平成15年の実態調査に基づいてつくったわけですが、このときには山梨県の最終処分量は5万トンと、山梨県内から出る廃棄物のうち最終処分地へ持っていかれるごみの量は5万トンだというふうに出ています。

これで見ますと、5万トンのごみのうち4万トンもしくは4万4,000トンですから、ごみのうち8割が明野に持ち込まれるという計画ですよ。私たちが産廃協会やあるいは産廃業者に聞いたところ、リスクヘッジのために少なくとも3つ、多い人は5つと搬入先を契約していると。だから、最高でも半分なんだと。山梨県内のごみのうち持っていくのは、最高でも半分しかないという話をしていました。とすると、8割というのは異常な……。これ、8割以上ですよ、5万トンのうち4万4,000トン入れると言っているんですから。8割以上の異常な、これは無謀としか言えない、数字合わせのための計画だとしか思えないんですけれども、どうだったんでしょうか。

守屋環境整備課長 丹澤委員御指摘のとおり15年度、それから、16、17、18と、ほぼ同じように5万トン前後で推移している最終処分量をもとに規模の積算をいたしました。あと、あわせて民間の事業者等のアンケート等をいたしまして、意向を確認しながらその規模を確認したわけですが、結果的には委員御指摘のとおり、1割程度の初年度の実績ということになったわけですが、現在、2年度目に当たりまして、搬入増加をして前年度の3倍、4倍というような搬入実績になっておりますので、可能な限り計画に近づくような努力をさせていただいているところでございます。

丹澤委員

平成21年度の産業廃棄物実態調査報告書によりますと、山梨県の産業廃棄物の最終処分量は2万4,000トンと書いてありますね。山梨県内から最終処分地へ回るごみを全部集めても2万4,000トンしかないんです。このうち最大でも2分の1、つまり1万2,000トンしか最終処分地へ持っていかないと言っているんです。でも、この計画では依然として4万4,000トン入ると言っているんです。これはどう考えても最高で1万2,000トン、残り5.5年のうち仮に5年あるとしても、6万トンしか入らない。23万トン入る処分場に、いくら頑張ってもごみがないんだから、ごみをつくれと言ってるんじゃない、ごみは減らせと言っているんですよ。ごみを減らせと言っている中で、景気が悪いからごみは入らないと言っていますけれども、協和発酵という会社へ聞きましたら、あの搾りかすがいっぱい出るような会社であっても、最終処分地へ持っていくのはわずか0.1%、これぐらいリサイクルが進んでいると言っているんですよ。

だから、今、こういうふうに貴金属なんかも非常に大事な時代に、そういうものを最終処分地へ持っていかなければならないものが、実態調査でも2.4万トンしかないわけですから、最大で半分の1.2万トン、3分の1と言

っている人もいる。そうすると、8,000トンしかない。五八、四十で4万トン、1年分しか入らない。そうすると、この23万トンの容量のある明野の処分場というのは、どうなってしまおうんですか。

守屋環境整備課長 今、委員のおっしゃられました20年度実績でいけば2万4,000トンということでございます。確かにリサイクル等の進展で、5年前の調査から比べると約半分の量に下がっていったということも事実でございます。その2万4,000トンが今後どうなるかということもまず1つはございます。リサイクルの進展もあります、経済等の動向もあります、今のところでその2万4,000トンを仮にベースとすれば、どのくらいの割合を入れていただけるか。可能な限りその割合を高めていきたいということで、今、一生懸命努力をしております。その辺で知事も理事長になって全庁的な対策をとって、ここは右肩上がり、搬入量の増加がしておりますので、ぜひそういう点でこしばらく、そのような努力を続けていきたいというふうに考えております。

丹澤委員 学校の先生が子どもに「あなた、頑張れば1番になれるよ」ということは可能性がゼロではありません。しかしこの問題は最初から言っているように、ごみがないんですよ。ごみをふやせとって皆さんは企業に奨励をしているわけではないんでしょう。ごみを減らしましょうと言っているんです。最終処分地へ持っていくものを少なくしましょう、そういう時代のときに一生懸命努力しても、2万4,000トンしかない。全部山梨県へ持ってきても10万トンしかない。23万トンあるんですよ。努力すればこれが埋まる可能性があるというのであれば、頑張ってくださいということでしょうけれども、頑張っても埋まらない。僕が言っているのは最大でも年間1万2,000トン、残り4年間で4万8,000トン、5年あっても6万トン。23万トンあるんですよ。残るほうが大きいじゃないですか。まごまごすれば5.5年たっても1年分にしか満たないような量しか埋まらない。それでもまだ努力する。どこに努力するのか僕はよくわからない。

守屋環境整備課長 地元の市、それから、事業団、県が結ぶ基本協定、それから、公害防止協定で5.5年ということを決めたのが今のもとになる期間でございます。その期間中にそれを埋め切るといえるのは、委員おっしゃるとおり、大変厳しい状況というのは認識をしております。ただ、期間中に可能な限り残余容量を少なくする努力を続けて、今、その成果が出てふえております。5.5年後にどのくらい埋まるかということを見きわめた上で、どうすればいいのかということを検討したいと考えておりますが、ただ、それがどのくらい埋まるかということを見きわめる努力を、今、している段階ということで、しばらくはこの努力を続けさせていただきたいということをお願いをしております。

丹澤委員 では、私の言った明野最終処分場は間違いなく5.5年たっても、埋まらないということはお認めになるわけですね。

守屋環境整備課長 今の状況が続く限り、その外的要因も含めて続く限りであれば、厳しいものが当然あるということは認識しております。

丹澤委員 知事は2月議会の中で、明野の期間延長についてこういうふうに言ってい

ますね。今後、数年間の埋め立て状況を見ながら、交渉をするかどうか決めるんだと。今、明らかに知事は埋め立てられなければ延長交渉するというふうに、この所信表明の中で言っていると思われるんですけども、今、課長はもう埋め立てられないと、あくど、明野は5.5年で埋まらないという認識を持っているということであれば、この期間延長について早速にも動き出すべきじゃないんですか。

守屋環境整備課長 どのくらい残余容量が残っているかということも、仮にそのような話があるのであれば、例えば3分の1程度残っているのか、あるいは10分の1残ってしまうのか、それによっても今後の進め方に、いろいろ手法があるのではないかと考えております。ですので、その数年間と2月議会で知事が所信表明した内容は、その見込みを0か100ではなく、その見込みをある程度、把握した上で検討したいというふうに考えていると。我々は、今、見きわめを含めてなるべく高い搬入量にしたいという、その努力を今しているところでございます。

丹澤委員 課長さんにこんな難しい政治的な話の判断を求めても、部長さんは黙って座っているようだから、お答えがあるのであればお答えをいただきたいし、なければ次の問題に移りますけれども。

中楯森林環境部長 埋立量の問題をいただいたわけですが、確かに20年度の実態調査が2万4,000トンということでございまして、2万4,000トンの中にも明野の品目は限定されているわけですが、実際にはこれを下回るというのが、埋め立てる最大容量だというふうにも思っております。ただ、課長が再三申し上げますように、知事も2月の表明の中で言っておりますが、埋め立ての努力をして、その上でどうなるかということも言っておりますし、これも申し上げたこともありますけれども、地元の北杜市議会の考えも、拙速に赤字のゆえをもって直ちに埋立期間の延長を論議するのではなくて、まず埋め立ての努力をすべきだというのが地元の意見でもございます。

そういったことで、我々もそうした努力を今やっている最中でございしますが、おっしゃったように、これを全量埋め立てるとするのは非常に難しいということは理解しております。ただ、その努力を今しばらくさせていただいて、新しい対策をまた考えていかなければならないと思っております。

丹澤委員 大変政治的な要素も含んでいる問題ですから、部長さんはここで軽々に発言することもできませんでしょうし、そうはいいまして、まず認識を持つことは埋まらないと。努力すれば埋まる可能性が数%でもあるというのであれば、これはまだ「頑張ってください」という言葉がありますけれども、努力しても埋まらないという認識をしっかりと持って、では、それをどうするのか。何万トン残っているのかわからないから交渉ができないというのではなくて、もう明らかに残ることがわかったんだから、埋めるのか、このままやめて空気を埋めてしまうのか、14年の歳月と40億円近い金をかけてつくった施設を大事に使うのかということ、まずそこから始めないと、まだどちらだかよくわからないというのではなくて、その認識をまず持って、そして、交渉をぜひしていただきたいと思っております。これ以上やめます。

2つ目の問題いいですか。

森屋委員長 はい、どうぞ。

丹澤委員 環境整備事業団の見直しであります。同じく知事は2月議会において、環境整備事業団を直営化を含めた環境整備事業団にしていると言っていますが、この環境整備事業団の直営化というのは、なぜ見直しをしようとしているのか、その理由を教えてくださいたいと思います。

守屋環境整備課長 見直しの理由ということでございますが、この見直しにつきましては県が処分場の政策を決め、事業団がその推進に当たるという役割を担っているわけですが、それを県民なり、環境に携わる事業者とか、そういう方々が、1つはそういう責任がわかりづらいという話がございます。そういう点で例えば県が直営化をするということになりますと、それが一本化されるということもあると、そのような検討をすべきではないかということで、2月の所信表明で知事が言われたということでございます。

丹澤委員 責任が明確ではないというのは、何の責任が明確ではないんですか。

守屋環境整備課長 最終処分場の施策は県が公共関与の整備方針を定め、その中に県が直接やるのではなくて、民間の資金だとか、人材・技術を活用して、第三セクターで実際には事業を遂行するというふうの方針を県がつくっております。実際には県がつくるけれども、それを民間にやっていただくための事業団を設立しましたが、例えば赤字の問題も含めて、最終的な責任の所在が明らかではないとか、そういうところもありまして、事業団と県がもう少し一体となってやるような体制を検討することも必要だろうということを考えております。

丹澤委員 ここの事業団の理事長さんって、今度は知事になったんですね。もともとの事業団をつくる意味というのは、民間の資金、民間の経営ノウハウ、そういうものを活用しましょうと。県庁職員ではだめだということで、たしかつかったという記憶がありますけれども、それが要するにいよいよ動き出したら、だめだったと。どうも何でやるのか僕は少しもよくわからない。なぜ、こういうふうに事業団を立ち上げたかという、柔軟性を持たせたいと。県というのはすべて条例・議会、そういうものを通さないと一銭たりとも使えないという仕組みが非常に硬直性を招く、柔軟性を欠くというふうなことで、こういうものにしたんじゃないんですか。

 例えば先ほども言ったように、運び込むのにこういうふうにしなさい、料金はこうしなさいというふうにするのは、みんな県で使用料条例をつくらなきゃならない。しかし民間だったらそんなものはない。勝手に理事長さんが「あっ、不都合だからやめよう、高いから下げろ」と、こういうふうなことが勝手にできるというのに何でわざわざ……。ほかのものは県は指定管理者制度を導入しているんですよ。何でここだけ県がやろうとしているのか。責任が明確でないと言っているけれども、理事長さんがいるじゃないですか。理事長さんがちゃんと責任持ってやっているんでしょう。だから、僕は責任が明確でないというけれども、その責任って何の責任なのか、経営責任なのか、何の責任なのかよくわからないんですけども。

守屋環境整備課長 第三セクターを活用するというメリットの1つに、委員が御指摘されたよ

うに迅速な対応だとか、民間の事業者と競合するような、そういう体制をすぐにつくれるというのが最大のメリットに間違いないかと考えています。ただし、2つ目はやはり事業団が大きな赤字が出るというような経営審査委員会の報告もありましたが、そうすると、その責任はどこにあるのかとか、そういうものに対応するためには、もう少し県もかかわり合いを強く持つように方策も考えるということで、検討をしたほうがいいということで話が出たと思います。ただし、委員がおっしゃるように、4月から知事が事業団の理事長に就任いたしました。そうすれば、知事ということで事業団の責任も知事の責任も同じ横内知事になっておりますので、そういう点では県と事業団が一体となって取り組みを進めているということで、しばらくの間はその取り組み、例えば搬入量の増加に向けた取り組みだとか、全庁的な組織をつくらしたり、搬入の努力を進めておりますので、当面はそのような取り組みの成果を見ながら、直営化を含めた組織の見直しについては、その後に検討を進めていきたいというふうに考えております。

丹澤委員

経営責任が明確でないというふうなことを言っているわけですね。ちゃんと法人の理事長さんがいるんじゃないですか、その人が責任者なんですよ。それで県は赤字になったらみんな見ますよって損失補償しているんでしょう。県が「あんた、勝手にやってくれ」と、赤字つくったらおれがみんな面倒見ると、「どうぞ自由にやれ」と言って、損失補償を全部、請け負っているんですから、その理事長が怠けててだめだといったら理事長をかえればいいじゃないですか。組織の見直しをするというのは、今まで考えてきた事業団を立ち上げるためだと言ってきた理念と、もう全く説明になってないと。僕は今の事業団がいいところは、要するに迅速に対応できるということですよ。県の職員でうまく経営がいくのでやるのであれば、こんなものつくらない。

この間、オービックという会社の社長さんが日経新聞に出ていた。その会社の社長さんはどういう人をとるかといったら、頭がよくてまじめで融通がきかない、これが一番だめだと。私はこういう人をとらないと言った。しかし公務員は全くみんな一致している。頭がよくてまじめで、融通しないかどうか知らないけれども、少なくとも3つのうち2つが全く一致している者が、みんなまじめな職員になっている。そういう人が経営をやってうまくいくと思えない。だから、知事がこんなことを突然言い出して、まだそれを検討している。もうはっきりと結論を出したほうがいいと思う。ぜひお考えをお聞きしたいと思います。

守屋環境整備課長

繰り返しになりますが、知事が4月1日に理事長になりました。実際に直営化するとか、事業団の見直しの方策はいろいろやり方があるかとは思っていますが、例えば知事が理事長に就任をして、責任があいまいだというような心配が仮にあれば、事業団の見直しについてはこのままいくかもしれませんし、その方策は幾つか選択肢がありますが、その前提となる搬入量の増加だとか、収支改善の方策だとか、そういうものをどれほど改善できるかというものを、ある程度見きわめる努力を今の体制でしばらくしていくということで、その成果を見ながら見直しについては検討していきたいというふうに考えております。

渡辺(英)委員

丹澤委員とかなり重複するところもあるかと思いますが、1点まずお聞きしたいなと思います。

振り返ってみますと、向こうに同期生の委員の方々がいるわけですが、ほとんど全員が、当時、須玉の不法投棄現場、そして、またもう1カ所どこかにありましたね、非常にごみの山に唾然とした。これは大変なことになっているなという思いがありまして、その後、明野の処分場の建設予定地、こうしたところもつぶさに現地調査した、そういう経緯があるわけでございます。一日も早く山梨県に最終処分場の建設が必要だなということを感じていたところでございます。昨年度、私もたまたま土木森林環境委員会の委員長という立場で、その待望された処分場の開所式に参加いたしましたけれども、県民がこぞって喜んでくれているのかなというような気持ちもありましたが、実はそうではなかった。非常に反対もされたという経緯の中で、厳しい開所式の様子であったと非常に驚いたところもございます。

しかしながら、先ほど丹澤委員から話がありましたけれども、15年の歳月と莫大な経費をかけてつくったこの処分場をいかにして活用していくのか、これが今一番大きな課題ではなかろうかなと思うわけでございます。ことしに入りまして少し搬入量がふえた。努力した跡が見られたなという思いがするわけですが、6月の議会で知事はこの搬入量増加に向けて最大限の努力を行っていきたいと所信表明でしているわけでございます。そこで、具体的にどのような対策が現在講じられているのか、搬入量増加に向けての対策、そうしたことについてお伺いしたいと思います。

守屋環境整備課長 搬入量の増加の対策の御質問でございますが、まず入らせていただいている業界の方々に対して、ぜひとも適正な処理をするために明野を使ってくださいということで、知事が3月の折に、直接、業界のほうに赴いてお願いしているところでございます。それから、繰り返しになりますが、4月1日に理事長に知事が就任しまして、全庁的な取り組みを進める体制をつくり、さらに4月に全庁でそういう搬入量の増加の推進を図るための庁内の対策本部を設置しまして、1カ月、集中的にその方策を検討した成果として、5月にそれを取りまとめて公表し、それを現在展開中でございます。その中身につきましては、例えば県事業の廃棄物、これは特に公共事業が中心になるわけですが、それ以外にもいろいろあります。

例えば公共事業で工事発注の特記仕様書の中に、明野を使っていくような記載を入れるとか、あるいは、総合評価落札方式に明野を使った場合の加点をするとか、そういうようなことをして、利用者にも明野を使ったださるような方法を示すような契約条件もお願いしたりということをしております。

それから、排出事業者に対しての要請は、例えば国、それから、市町村にもお願いしております。市町村のほうでも例えば上水の汚泥なんかも入れていただいているような実績も出てきております。あとは廃棄物処理業者さんに直接お願いをするとか、あとは産業廃棄物の適正処理、これは一時保管を長期にわたっていくと、非常に保管上はまずいので、うちの林務環境事務所等を中心にして、ちゃんと適正に保管がされているかどうかを確認しながら、適正な保管がされていないような場合については、明野のほうに計画的に搬入する動きを今しております、それが徐々に成果として増加につながっているのではないかと考えております。

渡辺(英)委員 今、市町村、あるいは処理業者、建設業協会、こうしたところにつぶさに赴いて搬入の努力をしている。その成果が出ているなというふうには思いますが、そういう業界を全部束ねて排出量を想定したときに、明野のあ

の産廃場を埋めるだけの、今、量が出るのか出ないのか、その辺の見込みと
いったような問題ってあるんですかね、いかがですか。

守屋環境整備課長 当初の計画でございますが、本年度でいけば年間約4万トンぐらいが、当初の計画の見込みでございました。現在、一番直近の8月末でその目標に対して4割程度と、これは昨年から比べれば4倍ぐらいに伸びているんですが、4割程度ということで、そういう面から見ればなかなか当初の計画の達成というのは厳しいものがございます。なるべく当初の計画に近づけるようには、今、努力をしております、基本的には右肩上がりになっていきますので、当面の間はその努力をした上で、その見込みを立てていきたいというふうに考えております。

渡辺(英)委員 伺った内容とちょっと違うんですけれども、現在、40%近くなってきている、これはわかるんです。ではなくて、今、山梨県から排出されるごみのいわゆる総量、そういうようなものを勘案する中で、どの程度のごみが実は山梨県から出ていて、県外にどのくらい搬出されているのか、そうしたものを明野に持ってくれば埋め立てが十分可能かどうか……。

森屋委員長 渡辺委員、いいですか。先ほど丹澤委員のほうからその質疑がありまして、答弁いただいておりますので、申しわけありません。

渡辺(英)委員 そうですか、わかりました。

森屋委員長 お見えにならなかったのです。

渡辺(英)委員 それでは、そこは避けてまいりますけれども、私の来る前に丹澤委員からいろいろと御質問があったようでございますが、1つ思うことは山梨県は最終処分場がなかった。そして、そういう経緯の中でつくったこの最終処分場を、もう少ししっかりと運営して、ごみの搬入量をさらに増加させていく闘いをしなければ、尊い県民の税金を使ってつくったこのすばらしい、安全性も大変すぐれた処分場の意義が薄れてしまう。議会も確かに賛成した経緯はあるわけですが、最後にですね、それでは、部長のほうからお伺いしましょう。この最終処分場運営に関しては部長として、私どもの目から見れば、もう少ししっかりとした取り組みをしてもらいたいという思いがあるわけですが、その辺についてのご決意、抱負を聞きたいと思っております。

中楯森林環境部長 先ほどの答弁とややダブるわけでありまして、公共関与の処分場、平成5年にスタートしまして、5ブロック制だとか、いろいろの議論の中で、現在に至っているということでございまして、ごみ量の変化もありますし、リサイクルという社会環境の変化もあって、現在に至っているということでございます。そういう意味で、そのときそのとき最善の努力をしておりますけれども、確かに全量活用できるかどうかというのは若干不透明であると、難しいだろうという状況にはなっている。ただ、基本は公共関与、先ほど丹澤委員のほうから盛んに御指摘もございましたけれども、産廃は事業者スキームでございまして、一廃は市町村の責任でございまして、それを安全な施設、安全な運営、そういった施設建設、安全な運営ということが基本である公共関与の処分場であると、こういう認識のもとで運営しているわけでございます。やや手間もかかるかもしれませんが、そういう認識で今日に至って

いるわけでありませぬ。

見込み違いも確かにあったかもしれませんが、今はできるだけ搬入量をふやして、有効活用をできるだけ図っていくということに取り組んでいる最中でございます。これに加えて境川も控えているわけでありませぬので、総体についていずれ我々もしっかり考えていく時期がございますので、そういった時期にまた改めて、しっかり努力をしてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

小越委員

明野処分場のことについてお伺ひします。まず昨年度でも直近でもいいですけれども、1カ月の収入、それから、支出はお幾らずつかかっているのか、まずお答えください。

守屋環境整備課長

1カ月というところ、昨年は5月21日からですので、10で割ったということでもよろしいですね。そうしますと、平均すると収入のほうは6,100万円、6,000万円ありましたので、1カ月当たり大体600万円ということになるかと思ひます。それから、経費のほうでございますが、ちょっとお待ちください。

減価償却とかを除いた通常の維持管理の経費につきましては、おおむね1億2,000万円弱かかっています。そうしますと、それを10で割りますと大体1,200万円程度ということで、収入が1カ月600万円、支出が1,200万円ということが、平均的な1カ月の数字でございます。

小越委員

維持管理の分だけでも収入の2倍かかっているんですけれども、そのほかに、多分、水管理の管理積立金、補修のためのそれがたしか幾らかあったと思うんですが、それを1年間でならして分けて、減価償却も含めて、そういうものも含めると、1カ月当たりの経費は幾らになるんでしょうか。

守屋環境整備課長

今、委員おっしゃられました水管理の積立金は、埋め立てが終了した後の分を、埋立期間中の経費として積み立てると。そうしますと、1億2,000万円に約1億4,000万円を初年度は積んでおられますので、そうすると2億6,000万円。そうしますと、これは減価償却を除いている数字でございますので、そうすると、ちょっとお待ちください。

そうすると、2億6,000万円程度を10で割ると、2,600万円程度ということになるかと思ひます。

小越委員

では、ここの水管理のことを含めると、減価償却を除いて1カ月約2,600万円、維持管理の経費というのがかかっているという認識でいいんですか。

守屋環境整備課長

そのとおり御理解いただいて結構だと思ひます。

小越委員

ということは、収入に対して出ていくお金が減価償却を除いて、減価償却を入れたらもっとかかると思うんですけれども、4倍かかっているということだと思ひます。先ほど丹澤委員、それから、渡辺委員の話もありましたけれども、5.5年で埋まる見込みは多分ないんじゃないかということでしたが、これから5.5年以上かかるとすると、水管理も例えば5.5年が10年、15年となるとすると、水管理もかかってくるわけですね。そうすると、水管理にかかるお金というのはもっとふえるということで、延ばせば延ばすだけ

この経費がかかっていくんじゃないでしょうか。

守屋環境整備課長 ランニングコストだけを考えてみますと、初年度であれば確かに収入が6,000万円しかございませんので、そのようなお考えのとおりだと思いますが、ただ、本年度に入りまして8月だけで目標の4割程度になっております。収入が相当ふえておりますので、もしランニングコストに見合う収入がなければという話であれば、それに見合うような収入になるように、今、努力をしておりますので、最終的にそれがどうかわかりませんが、初年度だけでいけば委員のおっしゃるとおりでございますが、今、なるべく収入をふやすような努力をして、その成果が出ているということでございます。

小越委員 そうはいつでも、4割程度ということは半分以下ですよ。4倍になったといっても半分も埋まってないわけで、それは経費がこれからもふえていくということで、たしか新年度予算に今までの建設費の貸し付けだけではなく、管理運営費の面でも7億円の県からの貸し付けを決めたと思うんですけども、今後もその増額があるというふうに、以前、委員会で御答弁がありましたが、それが7億円ではなく、これからもどんどんふえていくという認識でいいんでしょうか。

守屋環境整備課長 本年度から建設費の貸し付けにプラス通常の管理運営の経費の貸し付けということで、委員がおっしゃられた7億2,000万円出しておりますが、23年度については今後の搬入量の見込みもありますが、もし経費が収入に見合う以上の経費であれば、その増額ということももちろん可能性はございます。

小越委員 この前、個別審査のときにお聞きしたんですけれども、7億2,000万円の貸し付けを決めたのは、3月の議会で議決されたんですが、今度の報告書で、理事会の中に報告がないんですけれども、7億2,000万円予算計上されたのに、理事会で報告がないとか、先ほどいただいた出資法人のところに、7億2,000万円計上されてないのはなぜなんですか。

守屋環境整備課長 県の予算の手續と、それから、最終的には4月1日に予算の計上をするわけですが、4月1日には執行されるわけですが、その場合も議会の手續等がありまして、理事会の委員会に、これは3月に行われるわけですが、ちょっとそこら辺のことが間に合わなかったと。ですので、今後、それは補正で対応していくことになるかと思っております。

小越委員 でも、これを見ますと、理事会が開かれたのは3月26日で、議会が終わったのはたしか3月23日です。これを見ますと、新しい理事に横内知事になるということも、理事会のこの報告になっていきますので、理事会に間に合わなかったということはないと思うんです。理事会がどうしてちゃんとそのお金のことを報告したり計上したりしてないんでしょうか。理事会として機能しているかどうか、ちょっとそこが疑問なんですけれども。

守屋環境整備課長 その件については、事業団のほうに確認をしていかないと、どういう手續が間に合わなかったのかは、私のほうでも承知しておりませんでしたので、そこは事業団のほうに今後確認をしていくことにいたします。

小越委員

私は7億円も入れるということを決めたのに、理事会に報告もなく、まだ補正もついてないというのは、どういうことかなと思っているんです。

それで、理事会の中には廃棄物の業者の関係の方が、たしか理事でずーっと入っているはずですよ。ずーっと入っていると思うんです。その方から、今、丹澤委員や渡辺委員から話があったんですけども、今後の全県的な廃棄物の状況ということについて、理事会で意見とか、予想とかがなかったんでしょうか。廃棄物の代表の方が理事に入っているんですから、理事会の中で今後の明野の搬入量見込みというのは、この代表の方から聞くとか、意見が出るとか、そういうのは普通あっていいと思うんですけども、なかったんでしょうか。

守屋環境整備課長

理事会には産業廃棄物協会の会長さんが理事として入っているのは確かでございます。ただ、そこら辺については、特別、会長さんがその場でおっしゃるのか、あるいは、産業廃棄物協会のほうにも、事業団の役員が入っておりますので、そこら辺のレベルでの意見の交換はできるのかなと考えております。

小越委員

そうすると、理事会というところは何をしているかなんですよ。代表者が出ていて、市町村の方も出ていますけれども、こういうふうに経営状況がこうなることが予想されるのではないかと、危惧されることも含めて、また理事会の委員じゃなくて、開くほうの招集側の方からだって、廃棄物の会長さんはいらっしゃるんですから「業界としてどうなんでしょうか」とご意見を聞いたりする。そうしないと、理事会としての機能が発揮していかないと思うんですよ。せっかく入っていらっしゃるんだから、今後の見通しだってもう大分前からわかっていたと思うんです。そこがどうも理事会としての機能が発揮されているかどうか、非常に私は疑問に思っていることです。

そして、先ほど丹澤委員からありましたけれども、今度、理事長に知事になりましたが、知事になったということで、この理事会ももっと頻繁に開くとか、機能がどのように変わるんでしょうか。

守屋環境整備課長

理事会の役員、産業廃棄物協会の役員にはかなり活発に御意見はいただいております。すべてにわたって意見がいただけるかどうかは別として、私も評議員として出ておりますが、積極的にかなり御意見はいただいております。

また、知事が理事長に就任して、どのように変わるかということになりますと、第1回目の理事会に知事は出席しておりますが、かなり活発に理事の方々とは意見交換はされております。ですので、その点では理事会の理事の皆様のお意見を、直接、県のトップがお聞きして、県・事業団が一体となって迅速に対応ができるような体制になっているのがメリットになっていると考えております。

小越委員

理事会が今まではいまいち機能していなかったのではないかなというふうに思っています。

それで、次に安全面について少しお伺いします。そもそもこの明野につくることについて、今、住民の皆さん、反対運動されている方もいますが、その方々が一番心配というのは、このお金のこととか、搬入量とかではなく、あそこにつくって安全面が大丈夫かということで、多分、あの建設地のところで反対をされていたんですけども、安全面に対する住民の不安は払拭されていないと私は思っております。安全管理委員会のところでも、この話が

いっぱい出ているんですけれども、まず最初にお伺いします。一般廃棄物は今後も搬入しないということによろしいのでしょうか。

守屋環境整備課長 一般廃棄物については搬入しないということに今もなっております。そのとおりでございます。

小越委員 一般廃棄物は今後も入れないということで、どのようなごみをふやしていかうとお考えなんでしょうか。知事がたしかこれからはアスベストの入った廃棄物の増加が見込めるのではないかというふうに1回答弁していますけれども、どのようなものがこれからふえていく見込みですか。

守屋環境整備課長 先ほど丹澤委員からの御指摘がありました。県外のほうにルートを確認したいという業者さんもいらっしゃいますので、適正な処理をするという点では、明野は日本一というふうに自負しておりますので、そういうことでは、可能な限り県外に出されているごみも明野のほうに入れていくということで、今後増加を考えております。

小越委員 聞きたいんですけれども、一般廃棄物を入れないというのは、ダイオキシンの問題も含めて、危険なことも含めて、一般廃棄物を入れないことになったと思うんですけれども、アスベストは今どのくらい入っているのでしょうか。

守屋環境整備課長 明野の品目でいきますと、開業以来、廃石綿等で361立米、搬入実績が8月末まであります。

小越委員 それは全体のどのくらいの割合で、アスベスト含有物も含むんですか、アスベストだけですか。これもふえていく見込みなんでしょうか。

守屋環境整備課長 アスベストの場合は立米で単価を決めておりますが、全体で8月末まで8,600トン、そのうちの360トンですから、それだけで比較をすると大体4%から5%ぐらいだと思います。今後、ふえるかどうかにつきましては、アスベストの依頼が例えば建築廃材だとか、建設材だとか、そういうことかと思いますが、ちょっと量が少ないものですから、その見込みについては、実際には来たところで初めてわかるということだと思います。

小越委員 アスベストは、一般廃棄物も含むんですけれども、発がん性のある大変危険なものということで、アスベスト除去には本当に細心の注意を払ってやっているというふうに私は思っています。しかし、アスベストを今後も入れる、可とするというのはなぜなんでしょうか。

守屋環境整備課長 今後も可とするというよりも、そもそもこれは現地というか、開業する前に当たってアスベスト等の搬入については、地元のほうに2回ほど説明をして、それで了解をいただいていますので、確かに二重梱包をすとか、ちゃんと適正な処理のための義務づけはありますが、そのような適正な処理をした上で、今後とも、そのような品目も継続して受け入れていきたいと考えております。

小越委員 アスベストを今後も受け入れる中で、7月でしたか、安全管理委員会の中

でこのアスベストの取り扱いのところが論議になっております。この文書だけ読んだので、そこは少し私わからないところもあるんですけども、アスベストの入った含有物の取り扱いが非常に雑というか、細心の注意を払っていないんじゃないかということで、委員の方から心配の声が上がっております。それで、十分水をかけ飛散を抑える体制をしているというんですけども、その最後のところで議長が非常にこの話を心配されております。アスベストに関しては作業員が吸ってしまいますと大変だし、周囲の環境も含めてですけども、これについてマニュアルを公表すべきじゃないかというふうに議長も提案しているんですが、アスベストの取り扱いについて、今後、マニュアルを公表するおつもりでしょうか。

守屋環境整備課長 安全委員会も最終的には委員長さんと会長さんと相談をしながら結論を決定していきますので、現在、それは安全管理委員会の中で、最終的には議論される話だと承知しております。

小越委員 アスベストの含有物が入ったこの扱いの仕方は、今は適切に行われているという認識でいいんですか。

守屋環境整備課長 現在、適正に処理されていると認識しております。

小越委員 この安全管理委員会の議事録を見ますと、地元の方々が非常に心配しております。アスベストが入った含有物を砕いていると。ここに書いてあるのは水道管だから、空気の圧をかけるためには砕かなければならない。だけど、砕いたときにそのまま置いといて何時間か後に埋めていると。散水しているといっても、そこに1立方当たりに入っているアスベストの本数はかなり多いんじゃないか。まき散らすのはもちろんですけども、それで、粉碎していくということを含めて、それが本当に適切かどうか、散水するだけで大丈夫なのか。これから建築廃材も含めて、アスベスト含有物がどんどん入ってくると思います。これからここがふやしていく方向だって、知事もおっしゃっているんですけども、住民の方々はそのことについて、この安全管理委員会の議事録を見ますと、非常に不安を持っているんですが、この安全管理についての認識が私はちょっと……。

この議事録を読むだけでは「大丈夫です、これで御心配なく」ということになっているんですけども、それは余りにちょっと心配なんですけども、例えば漏水検知システムありますよね。それはどのくらい作動したんでしょうか。

守屋環境整備課長 漏水検知システムは、過去、1月でしたか、作業中に上側のシートを破損したときに稼動しまして、あとは試験的に稼動したのを含めて、たしか4回今まで漏水検知システムが稼動した、反応したという話、たしか4回だと思うんですが、そういうことを聞いております。ただ、それは試験と、それから、実際に事故が起きたときに適正に稼動したということで承知しております。

小越委員 この議事録を読む限りアスベストの取り扱いが非常に雑だということと、このシステムが4回作動したということが、試験的なこともありますけれども、シートのところに水がたまると。その水を抜くためにシートを破って、それが検知したと思うんですけども、この議事録を読む限りでも水がたまるということ自体が想定外だと。つくった建設の方々を含めて、水がたまる

ということが想定外だったということであると、その水がまだ滞留しています。圧がかかれば、どこかに圧力がかかりますよね。その水がどこかに漏れたらどうするか、それは心配だと思うんです。そういうことも含めて安全管理委員会では報告をされたり、専門家の皆さんの話というのはどのようになっているのでしょうか。

守屋環境整備課長 滞水の問題につきましては、確かにそのような状態になっておりましたので、それは、今、完全に抜いてあるという報告を受けております。

あと、安全性に対する不安の問題につきましては、安全管理委員会でも委員の中からそのような声があって、委員会の中で議論されております。今後、不安の中身につきまして、きちんと安全管理委員会の中で議論をしていただくのはもちろんですが、そのようなことを不安のないような形で、説明をしていくようなことを繰り返し行いまして、理解を深めていくというふうに考えております。

小越委員 そこが住民の皆さんからするとかけ離れて、もう安全だから、大丈夫だから説得するという立場かと思うんですけれども、このアスベストの取り扱いですとか、井戸の地下水のモニタリングの水の変化を見ましても、徐々に伝導率のところは上がっていると。何かわからないけれども、何か今までとは違うというところは、非常に住民の方は不安で仕方がないですよ。反対者はそもそもあの場所が水のところだと、地下水も使うと、そこに心配があるわけですから、それであれば説得する立場ではなく、住民の皆さんから出されている疑問を一緒に解決するという立場で話をしていくべきだと思うんです。

それで、私は1つ提案なんですけれども、せっかく知事が理事長になったんですから、この皆さんと理事長の知事が会って、この安全性の問題も含めてお話をしたらどうかと思うんですが、いかがですか。

守屋環境整備課長 先ほど電気伝導率の話もされましたが、うちのほうでは電氣的伝導率が上がっているわけではないというふうに認識をしておりますが、地元の方々は自分たちではかられた部分もありますので、そのようなことを根拠にされて言われているように承知はしています。それについては、実際に地元の方がセンターのほうへ来られて御質問されたときにも、うちのほうでは説明を繰り返して御理解いただくような努力をしております。

また、知事と個別の対話というか、意見交換という話については、ちょっと私のほうでここで即答するわけにはいきませんので、そこら辺はそういう意見があったということで、報告させていただくということにとどめたいと思います。

小越委員 これで終わりますけれども、安全管理の認識はやはり甘いと思うんです。水がたまったことが想定外ということは、想定外のことが起きるような処分場をつくってしまったということですよ。それは住民にとってみれば、大丈夫なのかということが心配です。アスベストの含有物がこれから入ってくると、粉塵をまき散らさないように水をまいているといっても、本当にこれは大丈夫かという中では、モニタリングの井戸の伝導値も上がってきている。それは安全だから大丈夫だという説得・説明だけでは、住民の方の不安はぬぐえないと思うんです。今すぐにとんでもない数字が出たら、それは大変なことですけども、あと50年、100年後にどうなっているか、そこも含

めて環境基準に合っているからいいではなく、環境基準の中でだんだん上がってきているのであれば、そこは不安が払拭されないと私は思っています。

安全認識について私は非常に甘いなということを1つ言いたいのと、それから、お金の問題ではやはり最初から廃棄物の担当の理事も入っていたのに、どうしてこれがわからなかったのかと思っています。今後ともこれをやっていきますと、初年度ということもありますけれども、収入に対して4倍以上経費がかかっているわけですから、今後ともこのお金がかかっていくことはいかななものかと思っています。それが5.5年を延ばせば延ばすほど、運営管理費もふえ、そして、水処理も危険が伴いますので、私はこのやり方には反対を表明しておきたいと思えます。

他委員の質疑・意見 な し

(財団法人やまなし産業支援機構について)

渡辺(英)委員

それでは、産業支援機構についてお伺いをいたします。この産業支援機構につきましては、現地調査あるいは個別審査を通して、調査を行ったところでございますけれども、産業支援機構に携わる人の御意見ですと、山梨県の中小企業を中核的に支えながら頑張っているというお話を伺いまして、大変心強い思いもしたところでございます。その中で登録企業数のところで、県内企業が約5,000社、そのほか県外企業が1,000社ということで、非常に登録件数も多いなど。大事なことは県内企業も当然育成という意味では大事ですけれども、その県外企業1,000社へのつながりというものが大変御苦勞があった、そういう経緯もあったんだらうと思えますけれども、今後ともこの県外企業に対してどのような対応をしていくのか、取り組みをしていくのか、その点についてまずお伺いしたいと思えます。

佐野商工企画課長

今、委員から御指摘がございましたやまなし産業支援機構の役割でございますけれども、中小企業の総合的な支援拠点ということで、例えば総合相談とか、創業、経営革新の支援、それから、経営基盤強化、下請企業の支援といったような事業を展開しているところでございます。こうした中で登録企業数につきましては、平成21年度末で、御指摘ございましたが、5,131社ということになっております。うち県外企業が969社ということで、県外企業の大部分につきましては、下請発注の企業として登録していただいているところでございます。

こうした中で日ごろの経営支援の中で、発注側と受注側のあっせん紹介というような業務を行っております。さらに県外企業と県内企業をつなぎます商談会といったものを、毎年開催しているところでございます。これは昨年度11月と3月に開催いたしまして、おおむね11月には100件を超える商談、それから、3月には70件を超える商談がございました。また、テクノフェアなどの機会を通じまして、さまざまなあっせんをしているというような状況になっております。

渡辺(英)委員

今、県外企業とのかかわりについて、3月、11月の商談を通しながら進めているというお話がございましたけれども、大事なことは拡大を絶えずしていけないと、企業というのはだんだん減っていくと。それで、拡大するためにどういう取り組みをされているのか、具体例がありましたら伺いたいと思えます。

佐野商工企画課長　今、御説明いたしましたあっせん紹介、常時行っておりますり、また、商談会の開催も行っております。また、昨年度からでございますが、受注拡大サポート事業ということで、ふるさと雇用制度を活用いたしまして、5人の県内外の工場のOBの方を雇用いたしまして、そのうち4人が県外企業を担当し、月当たり20企業を目標に企業訪問等を実施しております。こうした取り組みを通じまして、県内企業と県外企業のつながりをさらに強化していきたいと考えております。

渡辺(英)委員　今、969社でしたか、県外企業とのつながりについては説明いただきましたけれども、どのくらいの売り上げというか、取引の金額、そうしたものもできたらつかんでいただければなと思うんです。

では、別の観点でございますが、今、県外企業の数、これで県内企業との取引と申しますか、連携が足りている。足りているという言い方はおかしいかな。もう少し県内企業の活性化のためには、私はもう少しふやしてもらえればいいのかと思うんですけれども、実情どうなんですか。産業支援機構としては、ふやしていくというような方向性を持っているんですかね。

佐野商工企画課長　こうした企業の数、また、こういう相談件数につきましては、現在、県内企業等を含めまして、1,600を超える企業訪問等をやっております。ただ、これもまた10%程度は計画的にふやしていきたいというのがまず1点でございます。

それから、もう1点は、今、御説明いたしました発注企業、要は下請的な企業、県外企業と県内企業の関係でございますけれども、中央道沿線広域産業連携推進事業というのを支援機構のほうへ委託してございまして、これにつきましては中央道沿線の多摩地域とか、諏訪地域との産業連携、要は水平的な産業連携を強化するためにマネジャー等を設置いたしまして、例えば県内企業が多摩の展示会へ出展するような場合については、支援するといったような取り組みを支援機構のほうでもやっておりますので、今後も拡大、充実していくつもりでございます。

渡辺(英)委員　ぜひ県内企業の活性化のためにも、努力をしていただきたいなと思うんです。

もう1点、別の観点から見ますと、民間企業とのつながりが非常に強いわけございまして、民間のノウハウといいますか、そうした知識が必要とされる部門でもあります。知事はトップセールという中で海外へも進出して、いろいろ山梨県のために頑張っているわけでございますけれども、そうした意味からいきますと、この産業支援機構においてもトップセールス、山梨県のそういうトップが来たということだけでも、大変インパクトもあるし、相手の企業に信頼、あるいはきずなど申しますか、そうした関係がつかれるのではないかなと思います。しかし、今、率直に言って、産業支援機構のトップは県職員のOBということでございまして、この辺はどうなのかなという思いもあるわけですが、先ほど5人の専門員という話もございました。そういう連携プレイをして、即座に返答ができるとか、やはりトップが行ったからには、もう一回持ち帰って相談ということも、なかなかできないような場面も想定されるわけございまして、自分がそういうものがなければ一緒に行くとか、そういう専門職員の登用と申しますか、これも非常に大事な部門ではないかなと思いますが、どのような体制でしているのか、しようとしているのか、その辺がわかりましたらお願いしたいと思うんですけれ

ども。

佐野商工企画課長 産業支援機構におきましては常勤役員が2名ございます。御指摘のとおり1名は県職員のOBでございますが、常務につきましては同機構の専門的な知識を身につけた、たたき上げの職員でございます。また、常勤職員が26名ございます。そのうち中小企業の振興と新産業創造につきましては専門職員ということで、この職員たちが中心になって県内中小企業の支援をするということでございます。また、あわせて、中小企業が必要とする支援は非常に幅広い部分がございます。専門的な部分もございますので、アドバイザーとか、マネジャーといった非常勤職員を20名配置しているところでございます。

渡辺(英)委員 そうした活動を通してさらなる努力をしていただきたいなと思います。先日の現地調査のときにも産業支援機構の中で、中家製作所を見させていただきましたが、その取り組み状況については大変印象深い、アルミのこのような初めて見た製品を見まして、頑張っているなというような思いもいたしたところでございますし、産業支援機構の重要さといいますか、そうしたことも改めて認識したところですけども、何と申しますか、世の中が非常に疲弊しているし、冷えている。そして、また世界も1つになっている。

そういうような状況の中で、やはり1つ1つの企業にはいろんな情報を収集する力もないところもあるし、総合力は欠けているのではないか。そうしたことを補っていくのも、1つは産業支援機構の役目かなと、そんな思いもしたわけでありまして、本当に中小企業のバックアップ、応援体制、こうしたものをしっかり構築していただきたい。そして、産業支援機構の動きが山梨県の中小企業の活性化にすごく響くような取り組みをしていただければなと思いますけれども、最後にこれは部長に聞きましょうかね。産業支援機構の今後の取り組み、そして決意、そうしたことについて御意見いただきたいなと思います。

丹澤商工労働部長 過日には委員の皆さんには、現地調査をしていただきましてありがとうございました。その折にも説明は申し上げましたけれども、産業支援機構、少数精鋭で一生懸命頑張っていると言われたわけでございますが、経済情勢がこういうふうになってきまして、ものづくりの産業にとっては、非常に厳しい時代になってきているということで、産業支援機構のマッチング機能でありますとか、あるいは産官学の連携による新技術の打ち出しでありますとか、最近、よく言われる言葉にプラットフォームというのがまさにございますけれども、山梨県のものづくり産業振興のプラットフォームとして、現状も十分それぞれの業界において活用されていると思いますが、今後さらにプラットフォームとしての役割を高めて、ここに情報が集まり、これを活用して山梨県の産業が元気になるように産業支援機構を活性化していきたいと思っております。

小越委員 産業支援機構の登録企業が5,131というふうにありました。登録企業5,131社の業種と事業所規模を示してください。

尾崎産業支援課長 登録事業数のうち業種別、それから、従業員数別の内訳をお答えいたします。まず業種別でございますが、機械・金属製造業が2,599、繊維511、プラスチック266、その他が2,089でございます。従業員数別で

ございますが、10人以下の企業が2,523、11から50人の企業が1,148、51から100人の企業が385社、101から300人の会社が435社、300人以上が537社でございます。

小越委員

今、5,131で、そのうち県内企業はたしか4,162社だと思うんです。県内事業所はおよそ5万ぐらいあると思うんです。若干減っていますけれども、5万前後は県内事業所あると思うんですが、そのうち登録企業が県内の企業は4,162ということになりますと、1割にも満たないと思うんです。しかも今のお話を聞きますと、製造業が2,599ということは、半分以上が製造業ということで、これで県内企業を把握して実態をつかめるんでしょうか。

尾崎産業支援課長

実態を把握できるのかという御質問でございましたが、先ほど商工企画課長からもお答えいたしました。延べ訪問回数は1,600、そして、相談件数は年間2,700件の相談がございます。登録企業に占める割合に関係してということだと思いますけれども、産業支援機構は業種にかかわらず幅広くご相談を受け付けさせていただいております。登録していただければ、インターネット訪問や、それから、広報誌・機関誌などを配布させていただきまして、幅広い相談を受け付けさせていただいております。繰り返しになりますが、相談や企業訪問を通して、実態把握に努めているところでございます。

小越委員

県内企業は4,162社ですね。県内事業所の中でいくと、大体5万ぐらい事業所があるとすると1割にも満たないんです。それでこの実態は把握できているとお考えなのか。そもそもその5,000のうち半分が製造業ということは、ほかの事業ですよ。ほとんど製造業って工業関係ですけども、商業ですとか、それから、10人以下は2,523とありますが、1人とか2人とか自営業でやっているような方の登録ってあるんでしょうか。この今の登録実態でいくと全体の山梨県の事業所、中小企業の中のほんの1割しか相手にしてないということになりませんか。

尾崎産業支援課長

機械・金属製造業は2,500ということで約半分でございますが、その他の内訳のところでは食品関係であるとか、織物関係であるとか、多種多様な御質問をお受けいたしております。建設業なども含めて御相談をお受けしております。

森屋委員長

そうじゃなくて、県内全体の5万社の中での1割じゃないですかという質問だと思うんですけども。

尾崎産業支援課長

1割ではないかというところで、済みません、今、事業者統計が手元にないんですけども、産業支援機構の設立の経緯から申しますと、旧3公社が統合して設立した機構でございますので、製造業が多いということはそういった経緯に端を発するものでございます。しかし、産業支援機構となった今、業者幅広に相談窓口を広くしてお受けさせていただいております。

小越委員

県内事業者は6万幾つから4万9,000ぐらいあったと思うんですけども、だんだんもっと減ってきてはいると思うんです。そこに対して私は1割しかないということで、先ほど「中小企業の総合的支援を図るところで

ございます」と答弁がありましたけれども、本当に中小企業の総合的支援になっているのかということが非常に疑問なんです。

それで先ほど1,600を超える企業訪問とありましたけれども、相談件数は平成21年、2,707件、20年度で1,998件とあるんですが、どういう相談があったのか。それから、どういう規模の方から相談があったのか。どういう業種ですとか、そういうのはわかりますか。

尾崎産業支援課長 相談でございますが、昨年度、平成21年度の相談件数が2,707件でございます。相談の内容でございますが、そのうち経営全般に係る質問がやはり多く、例えば発注企業の動向を教えてほしいとか、技術者を紹介してほしいとか、そういった経営全般に関する御質問が多うございました。その内訳でございますが、業種で申し上げますと製造業が1,939件、サービス業が231件、建設業が102件、その他が435件でございます。

小越委員 規模はわかりますか。

尾崎産業支援課長 規模という形で相談企業の統計はとってございません。

小越委員 私、どちらかという、大きめの、それから、名前の知られている企業の相談じゃないかと思うんです。この前いただきましたけれども、産業支援機構のこういうチラシというか、こういう広報があるということを知ったんですが、私、幾つかお訪ねした製造業でない方に「産業支援機構ってどこにあるんですか」と言われました。「アイメッセのところじゃん」「アイメッセってそんなところあるの?」と言われました。そこのおたくは自営業で2人ぐらいでやっている工場ですけれども、知られてないと思うんです。マッチングをするとか、それから、先ほどプラットフォーム化とか産官学と言いましたけれども、これはどのくらいの企業を頭に入れてマッチングをしたり、それから、こういうのを提案したり、どのくらいの企業数をお考えなんですか。5,000社を登録して、いつも頭にあってマッチングしているわけではないと思うんですけれども。

尾崎産業支援課長 事業数が小さいようなところのことを想定されていないのではないかという御趣旨ではないかと思うのですが、例えば産業支援機構の中でやっております中小企業サポートセンターの中の専門家派遣事業、これは69社の実績がございますが、従業員10人以下の方々に使っていただいているところが41社ございまして、70%以上の方が10人以下の事業者の方に利用していただいております。また、事業家サポート事業、今年度は経営革新サポート事業と名前が変わりましたが、これも64件のうち中堅企業と言える企業のところは1社だけでございます。本当に小さいところが相談に乗りやすいように、相談に来ていただきやすいような体制をつくるために、インターネットでの御相談も受け付けておりますし、あるいは機関誌の配布などもしております。

また、今年度からは零細企業の方になじみが強いであろう地域の商工会であるとか、商工会議所、金融機関などと連携をいたしまして、地域力連携拠点という事業を始めました。どちらかの機関に御相談があれば、産業支援機構が事務局となりまして、専門家を派遣するような事業を始めたとところでございます。こうしたことを通して、幅広く支援メニューをご紹介できるように努めております。

小越委員

その69社というのが5万社ある事業所の中で、私、本当に少ないと思っているんです。だから、そもそも1割ぐらいしかつかんでない中で、中小企業の総合的支援といえるのかということが疑問だということを再三申し上げているんです。

それで例えば元請から今コストダウンを迫られているところはかなりあるかと思います。企業はもうかっている、景気が上向いてきているといいますが、人件費を削減して、それから、下請のところを単価たたいっているということがよく聞かれるんですが、そういうコストダウンを迫られている下請とかに、どのように応援していくのか。つぶれてしまう企業も出てくるんじゃないかと思うんですけれども、そういう企業への支援はどのようなことが考えられるんですか。

尾崎産業支援課長

まずは相談機能というところが非常に重要なものだろうと思っております。そこから実際に発注企業と本格的な紛争処理をされたいというところであれば、下請駆け込み寺の機能も紹介することになりますし、あるいは、基本的には発注企業、受注企業との間で、発注の内容の意思の伝達がうまくいかないとかでもめていることであれば、産業支援機構の職員が仲介となりまして、相談をさせていただくということがございます。次に販路拡大と、新しい取引先を探すんだというところには、商工企画課長から申し上げましたテクノフェアであるとか、県内の発注企業との商談会などを開催しております。

小越委員

それでは、今、課長からありましたが、下請駆け込み寺についてお伺いします。平成21年度31件と聞いたんですけれども、下請駆け込み寺、つい最近から始まった事業だと思うんですが、経年的な件数と業種、規模についてお伺いします。

尾崎産業支援課長

下請駆け込み寺は平成20年度から始まった事業でございまして、21年の昨年度が31件、20年度が27件でございます。規模に関しては、これは国の事業でございしますが、規模による統計というのはとってございません。

小越委員

21ってたしか去年ですね。去年のその前はリーマンショックも含めて、東京エレクトロンのことですか、それから、いろんな企業が撤退する中で、下請の業者の方、下請、孫請のところまでかなりいろんな影響があったと思うんです。それが31件とか、27件って非常に少ないと思うんですけれども、いかがですか。

尾崎産業支援課長

下請駆け込み寺の場合には、基本的には最初に相談を受けさせていただいて、それから、法律的な手続に入るといようなところが、下請駆け込み寺の統計の数字に出てまいります。継続的に発注企業と取引をしたいという場合には、受注企業さんのほうも法律的なところまでは行かないで、相談あるいは仲介ということでお話をされる方が多いために、下請駆け込み寺という事業数でいくと、その程度の数字になってございます。

それから、先ほどちょっと答弁漏れがございましたが、業種ごとはどうかということがございました。21年度は建設業関係が8件というところが主なところでございます。それから、20年度の場合には、これは国の統計でもございますが、業種別というよりは下請代金法関係の支払遅延という御相

談が主なものでございます。

小越委員 国の統計ということで、件数はわからないということですね。
では、具体的に下請駆け込み寺はどういう内容があったんでしょうか。

尾崎産業支援課長 昨年度、例えば建設業の下請駆け込み寺の案件では、発注元の資金繰りが悪化した、あるいは倒産したということで、工事代金の支払遅延に関する事案、あるいは、20年度下請代金法の支払遅延の関係で見ますと、納期におくれて支払いもおくれているというような案件が御相談で上がっております。

小越委員 それはこういう例があってこういう例があつてと、21年度、31のうち8件という、件数では8件ばかりで、もっとあると思うんです。去年、おとしのこの経済不況のときを見ますと、もっと中小というか、もっと零細企業にとって最後に駆け込んでいく支援機構というものが知られてない、たったこれだけですよね。やってくれているのは建設業8件という、一体中小企業総合支援というふうに産業支援機構はなるのかというふうに、私はちょっと疑問なんです。この産業支援機構の目的、設立のところにこう書いてありますよね。「地場中小企業の経営支援をはじめ新事業創出など意欲のある中小企業の支援を行う総合的・中核的な産業支援機関として」とあるんですけれども、ということは、逆に意欲のないというか、意欲がないという言い方が悪いんですけれども、これから新事業創出を見込めないというところは相手にしないということですか。

尾崎産業支援課長 委員がごらんになられているのは、設立の経緯のところかと思うんですが、「意欲のある」と、この文章は「新事業創出などに意欲のある中小企業の支援」ということではございまして、こことともに「地場中小企業者の経営支援を行う」ということですので、決して意欲のある企業、あるいは中堅企業だけというようなことではございません。

小越委員 であれば、たった全事業者の1割ぐらいを相手にしているのでは、このせつかくの支援サポートのサポートネットも知られていかないと思うんです。下請駆け込み寺がたった27、31件だの、いろんな不況で大変なときにわずか30件しかないということであれば、産業支援機構の役割が發揮できないと思うんです。もちろんこれから新事業創出のところに、マッチングしていくのは当然ですけれども、私はもっと、山梨県の圧倒的な力を支えている零細のところ、中小企業、本当に、今、困っているところにこそ、手を差し伸べる産業支援機構にぜひなってもらいたいと思います。
以上で終わります。

他委員の質疑・意見 な し

(財団法人山梨県国際交流協会について)

浅川委員 本当に国際交流協会には私も敬意を表しているところです。3つに分けて質問させていただきますが、1つ目の質問は、多文化共生と叫ばれながらかなり年月がたっているわけでありますが、山梨県の外国人というんですか、日系も含めて、全体ではどのくらい山梨県に在住しているのか、把握してもらったら、あわせて国別もわかったら教えていただきたいと思います。

古屋国際交流課長 浅川委員の質問にお答えいたします。平成21年12月現在の数字になりますけれども、山梨県全体では1万6,558人でございます。国別で申し上げますとブラジル人が4,318人、中国人が3,972人、韓国・朝鮮人が2,536人等の数字になってございます。

浅川委員 一万六千何がしという多くの方々が見えているわけではありますが、最近、景気の低迷の中で失業者もかなりふえたり、いろんな事件が起きているように思うんですが、新聞を見るたびに特に日系の人たちは、後ろにヤマダさんだとか、タナカさんだとか、ナカダテさんだとかいうような、こういう名字みたいなのを見るたびに本当に痛々しく思うわけではありますが、そんな外国人の関与している事件は、県内でどのくらい発生しているか把握しているでしょうか。なければいいです。

古屋国際交流課長 大変申しわけありませんが、そこまでは承知しておりません。

浅川委員 それで失業者がかなりいるんじゃないかと思いますが、その辺については把握はいかがですか。

古屋国際交流課長 手元に資料は持ち合わせておりませんが、外国人労働者につきましては労働局のほうで統計を発表してございます。記憶になりますけれども、これによりますと昨年に比べて本県におけます外国人労働者の数は絶対的にはふえていると。ただ、その中でも派遣労働等の関係の外国人は減っていると、こんな状況だと記憶しております。

浅川委員 今、派遣労働と言ったんですが、外国人労働者の中には派遣労働者も入っているんですね。

古屋国際交流課長 入っている数字でございます。

浅川委員 かなり厳しい中で、日本人も厳しい中でありますが、これに対する例えば就職の相談だとか、あわせて経済的な部分から子どもたちの教育等々の相談の窓口について、国際交流協会が把握しているのかどうかよく私にはわかりませんが、その辺がわかったら教えてください。

古屋国際交流課長 国際交流協会におきましては、毎月2回、「外国人なんでも相談」という形で、日常生活から労働などさまざまな問題について相談を受けております。また、これ以外につきましても、法テラスですとか、市町村、労働局等々でさまざまな相談を受けているところでございます。国際交流協会で行っております外国人相談の件数につきましては、平成21年度につきましては68件ございました。そのうち労働の関係、教育の関係等は前年に比べてふえているという状況でございます。

浅川委員 外国文化の紹介や外国人との交流という部分でいくと、国際交流協会がかなり実施しているように聞いております。研修生だとか、留学生だとか、在住している人たちを含める交流の場というんですか、これは年間どのぐらいやられておられるのでしょうか。

古屋国際交流課長 国際親善交流事業ということで、国際交流サロンが年6回、ワールドチャレンジクリスマスが1回、交流支援団体との交流会、それから、海外技術研修員、県費留学生の受け入れ等に伴いましてさまざまなイベントを行っております。年何回という集計は手元にはございません。

浅川委員 今回の質問のちょっと関連なんですけど、何回かやられる中の総数みたいな実態はつかんでおりますか。参加される方たちの総数をわかる範囲で。

古屋国際交流課長 国際交流協会が行っております主催事業全体になりますけれども、その参加者数といたしましては、平成21年度、4,948名ということで報告を受けております。

浅川委員 ありがとうございます。いずれにしても、こういう厳しい中で失業の問題、それから、教育の問題等々かなり悩んでいる方が多いように聞いております。この辺につきまして国際交流協会として、今後できるだけの対応していただきたいんですが、ここについての対応の意気込みなり、そんなところがありましたら教えてください。

古屋国際交流課長 先ほど委員がおっしゃられたように、多文化共生の考え方というのが非常に重要だろうと思っております。国際交流協会では先ほど申しました相談事業に加えまして、こちらに来ていらっしゃる方に対しまして日本語講座、それから、緊急情報6カ国語ガイドブックなどを発行して、外国人の生活支援に取り組んでいるところでございます。今後におきましても、外国人のニーズをとらえまして、必要なものを充実していきたいと考えております。

浅川委員 では、今度は2つ目の問題で、特にインバウンド観光に関する観点から質問させていただきます。知事も一生懸命トップセールということで、中国だとか、イギリスだとか、いろんなところを、今、飛び回っているわけですが、そうした中で特に中国に関しては、昨年の実績としては中国本土から海外へ行かれる旅行者が、4,700万人というふうに言われているわけですが、そのうちの約100万人が日本に来ている。日本に来ている100万人の中の約18万人が、たしか山梨県に泊まっているというふう在去年のデータでは出ています。あわせて、この7月からビザの緩和がなされたわけですが、こうした中で一生懸命呼んできて、言葉の障害だとかいろんな部分があるわけです。この部分でやはりリーダーシップをとってもらいたいのは国際交流協会かなと思うんですが、この辺について今までやってきたことと、これからの取り組みをあわせて教えてください。

古屋国際交流課長 国際交流協会につきましては、新たな時代のニーズに沿った、先ほど委員がおっしゃられました国際観光の振興に関する事業につきましても着手しているところでございます。具体的には観光通訳ボランティアガイドセミナーを開催するとともに、外国語講座において通訳ガイドコースなどを開催いたしましたところでございます。今後におきましては、さらに対象者をふやすということで、日本語の堪能な外国籍の住民、さらには外国在住経験がある県内企業の社員や、その家族などにつきましても広く声をかけまして、観光ボランティアというような形で登録ができないか検討してまいりたいと思っております。

浅川委員

今、最後に非常にいい発言というか、提案があったと思うんです。県内に在住している方だとか、そういう人たちをぜひそういう観光ボランティアガイドのような部分で育てていただきたいと思います。来年になって具体的に進めていただきたいと思います。

では、3つ目ですが、海外の5カ国5地域と姉妹交流関係を結んでいるという山梨県であります。たまたま私も渡辺委員、それから、高野委員と7年前に、たしか30周年だったと思うんですが、ブラジルのほうへ派遣団で参加させていただきました。そのときもいろんな地域の方々の苦労話を聞いたわけですが、今回、四川省の25周年記念にも私も会派として参加させていただきました。そうした中で、26年前に当時の田中角栄首相が中国との交流の中で、研修制度をなさったみたいで、その中に山梨県にいらっしゃった方がいまして、その方が今、四川省の中でかなり高官の位置にいまして、その方ともちょっとお話しすることができました。そうした流れの中で国際交流協会の役割は非常に重いものだと思っております。

5つの地域があるわけでありまして、フランスだとか、韓国だとか、そうした地域ときちっとした人的な交流を図っていただくことが、国際交流協会の大変な財産になると思いますから、その辺を、所管は観光部長ですか。

後藤観光部長

はい、そうです。

浅川委員

観光部長から決意を述べていただいて、私の提案は終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

後藤観光部長

今、委員からもお話がありましたとおり、国際交流協会ではこれまで民間の国際交流団体と連携を図る中で、姉妹友好地域について、留学生の派遣や文化・地域事情の紹介などの事業を行ってまいりました。地域レベルでの国際化を推進していくためには、県民が主体となり息の長い交流活動を展開していくことが大切であると考えておりますので、今後も引き続き国際交流協会が中心となりまして、県民主体の国際交流の推進に、県としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

(休 憩)

渡辺(英)委員

先ほど同僚の浅川委員のほうから、ブラジルとの交流の話が出まして、大変思い出深く聞いたところまでございまして、あのときも大変国際交流の意義などを感じまして、特に山梨県人会との交流ということに関しては、大変現地で感動のシーンもありまして、特に山梨県に家庭をつくっていた方がブラジルへ行って、高い山の上に畑をつくって、当時、耕地面積18町歩の話をしましたけれども、非常に頑張っている姿、そういうのを見まして感動したことが、今、思い出されるところでございます。

この行政の行う交流、山梨県は5カ国との交流と聞いておりますけれども、そのほかにやはり民間レベルの交流が、非常に私は重要ではないかなと思っております。長崎ですか、からいも交流というのを30年ぐらい前から行って、今56カ国ぐらいに広がって国際交流を進めているというような話も伺いまして、山梨県でもいろんな方が、先ほども1万人以上の方が来ているということで、民間団体が行う国際交流がかなり進んでいるなという雰囲気があるわけです。

そこでこの民間団体が行う国際交流についてどの程度掌握しているのか、

どのような交流があるのか伺いたいと思います。

古屋国際交流課長 国際交流協会ではこれまで民間の国際交流団体で構成します山梨インターナショナル・ネットワーク、Y I Nというふうに申しますが、この加盟団体等を通じまして、地域レベルの国際交流の事例等につきまして把握に努めているところでございます。また、昨年度からは新たに市町村国際交流協会連絡会を開催いたしまして、市町村等が持つ課題等につきましても意見交換を行う中で、各地域におけます交流事例の情報収集に努めているところでございます。こうした民間団体の行います国際交流につきましても、先ほど申し上げましたY I Nの加盟団体に対します助成のほか、具体的に申し上げますとホームステイ先の確保でありますとか、通訳の派遣要請、こういうものにつきましてもの支援を行っているところでございます。

渡辺(英)委員 今、Y I Nというようなお話もございましたが、数なんていうのはどうなんでしょうか。まずどのぐらいの団体があるのか伺いたいと思います。

古屋国際交流課長 先ほど申し上げました山梨インターナショナル・ネットワーク、Y I Nの加盟団体でございますが、昨年度末で35団体が加盟してございます。

渡辺(英)委員 35団体というようにございまして、それでは、この35団体に対してどういう支援を行っているのか、またどういう国との交流が多いのか、その辺は把握しておりますか。

古屋国際交流課長 まず支援につきましては、先ほど申し上げましたように、加盟団体に対します助成、それから、ホームステイの確保とか、通訳の派遣などを行っているところでございます。

それから、2つ目の国別でございますが、これはある1つの国とやっている団体もございまして、複数の国とやっているところもあります。例えば1つの例で申し上げますと、国際ソロプチミスト山梨などは何カ国ともやっているところでございまして、またハート51のようにブラジルを中心とした団体もございまして、それから、ハイチ友の会のようにハイチ独自という会等、さまざまな会がございまして。

渡辺(英)委員 35カ国との交流で、今、何カ国かの状況もございましたけれども、1つの例として先ほど申し上げたからいも交流だけでも、56の国との農業交流をしている。それもホームステイを中心とした交流が現在に至っている。今、助成というお話もございましたけれども、具体的にどういう助成をしているのか、お願いしたいと思います。

古屋国際交流課長 先ほど申し上げましたY I Nの加盟団体が単独ではなく複数、幾つかの団体が集まって行う事業につきましても、助成を行っている聞いております。

渡辺(英)委員 1つわかりづらいんですけども、複数の団体が行っている事業に対して助成という、具体的にどういう事業なんですか。

古屋国際交流課長 済みません、今、手元に資料が用意してございません。確認の上、御報告させていただきたいと思っております。

渡辺(英)委員

先般東欧へ行く機会がありまして、チェコ、ポーランド、ウクライナへ行ってまいりましたけれども、チェコで感じたのはEUに加盟してからあのチェコがもうパスポートなしで、どんどん交流が進んで大変なにぎわいを見せている。今、時代的な背景は国際交流時代からもう少し一歩前進して地球時代、こういうようなところへ突入しているなという雰囲気が非常に強かったわけでごさいます、日本も1国では生きていけない、そういう時代に間違いなく入っている。そういう時代的な背景の中で、国際交流協会の意味合いというものが非常に大事になっているわけですが、先ほどの答弁は非常に何かどういう事業内容なのかわかっていない、資料がないということでございまして、少し地球時代ということを迎えた、特に山梨県は観光という1つの大きな産業があって、観光だけでも今10億の交流が始まろうとしている時代にあって、少し取り組み方が、何というかね、日本の先陣を切ってもらいたい県なのに、先陣を切っていないんじゃないかなという雰囲気が伝わってくるんです。

ただし、そういう中で国際交流協会から送られてくる資料の中には大変目を見張るものもありまして、先日送られてきた資料の中に例えばカンボジア・デー、カンボジアというと私たちはすぐにアンコールワットとか、いろんなことを思うわけですが、そこへ行った山梨県の雨宮清さんという方が、地雷の被害に遭った人たちに直接会って、私もかつてカンボジアに行ったときにアンコールワットの遺跡の回りで、地雷に手とか足とか吹き飛ばされた、あるいは、顔面を吹き飛ばされた、そういう人たちが物ごいをしている様子を見て、何とも痛ましい現実を見たわけです。ただ、私は痛ましい思いだけで帰ってきたわけですが、この雨宮さんは地雷除去の機械をつくられて、そして、今、国際活動に尽力されているわけです。これも国際交流協会のこういうチラシが出ているわけですから、こんないい仕事をしているのに、もうちょっと胸を張って答弁してもらいたいと思うんですよ。

ここでこんなにすばらしい団体、これは「豊かな大地」ですか、地雷をとった後、そういう1つのネーミングをつけて、現地の生活再建、あるいは皆さんとともに復興に向けて取り組んでいる。こういう事例もあるわけでごさいます、この内容については、つぶさに国際交流協会が承知している、そして、こことはよくつながっているというふうに理解しているんですか、このチラシがある以上。どうなんでしょうか。

古屋国際交流課長

渡辺委員がおっしゃいましたカンボジアの地雷除去の関係、今回のイベントにつきましては、国際交流協会が雨宮さんと人間関係を持っている中で実現したものと承知しております。

渡辺(英)委員

大変いつながりだと思えます。先ほど35団体とありましたが、そのほかにもたくさんあるかと思うんですよ。当然、支援もしていくというお話がありましたけれども、例えばこういう雨宮さんの活動に対してどういう評価をしているのか。例えば顕彰してあげるとか、そういう考え方というのはないんですか。

古屋国際交流課長

現在、特にそういうことを県としては行っておりません。また、国際交流協会がどのように考えているかは確認しておりません。

渡辺(英)委員

これは私の個人的な感想ですが、これだけ平和貢献している人ってそういうないわけですから、ぜひとも山梨県の誇りとしてこういう方は顕彰し

ていただければ、さらに国際交流が進むのではないかなど、そんなふうな思いがあります。まずはお願いしておきます。

それで、今後、この国際交流時代がさらに進む中でもう一つ伺いたいのは、知事が富士北麓で国際交流、国際会議と、そうしたものをこれからしていきたいというお話もございました。その辺について国際交流協会はどういうふうにとらえどのようにしているのか、具体的な動きがありましたらお願いします。

古屋国際交流課長 今、委員がおっしゃられたのは富士北麓国際交流ゾーン構想のお話ではないかと理解いたしますけれども、それにつきましては、昨年度末、県のほうで策定したものでありまして、今後どのように取り組んでいくのか検討する中で、国際交流協会の取り組みにつきましてもあわせて検討していきたいと考えています。

渡辺(英)委員 最後にもう一つ伺います。35団体というのが多いのか少ないのか、私にはよくわかりませんが、少なくとも、その人たちが頑張っているこの民間国際交流の推進、県では行政レベルで5つですよ。この35団体に対して今後とも、助成金というのが一時的なものなのか、継続的なものなのか、その辺はよくわかりませんが、真剣な応援をしていながら、地球時代にふさわしい山梨県の位置づけと申しますか、そして、国際交流がどういうふうこれから絡んで活躍していくのか、どういう支援をしていくのか、そうした考え方がありましたらお願いしたいと思います。

古屋国際交流課長 やはり山梨県の国際化の進展を図るためには、行政のみならず地域レベルの国際化を推進していくことが非常に大切だと考えております。そうした中で、各地域におきまして県民が主体となりまして行っています国際交流活動を今後も展開していくことは非常に重要なことだと位置づけをしております。

丹澤委員 私は県出資法人調査特別委員会の委員になって、この委員会に臨むに当たって、何を主体にやったらいいかなど考えました。そのときに、県が出資してまでこの法人を立ち上げておかなければならないその必要性は何か。また、年数がたっているにもかかわらず、このままこういう法人が存続していることが妥当かという観点から見てみました。そのうち、そこに書いてある3つを私は掲げました。体協、それから、国際交流協会、そして、子牛育成協会、この3つをピックアップしたのはなぜかといいますと、この3つの財源のほとんどが県の指定管理者による収入なんです。

まず最も高いのは国際交流協会、私の試算によりますと全予算の94%が指定管理者による収入だということでありました。また、子牛育成協会は78%、体協は56%ということで、半分を超えている団体をピックアップしたわけです。だから、本当は3つ一緒に質問するような共通項目があるんですけれども、一つ一つの審査ということですから、次の質問に重複しないように質問したいと思いますけれども、まず指定管理者方式を採用したというのは、民間に、将来、今やっている管理を取ってかわられてもいたし方ない。したがって、九十数%も県の指定管理者事業で活動を支えているような団体というのは、いずれなくなってもしょうがないということを前提に、指定管理者方式というのを採用されたんでしょうか。企画部長になりますか。

中澤企画県民部長 指定管理者制度の導入の経緯というのは、民間によるノウハウとかいったものを、しかも低廉な価格で提供できるということを踏まえて導入されたものだと思っております。昨今は特に公募による指定管理者制度ということになっていきますので、それまで出資法人をつくって出資法人が受けていた施設の管理でありますとか、そういったことが必ずしも出資法人が受けられなくなったということは事実でありますし、これまでの例でいきますと、ちょっと形は変わるかもしれませんが、丘の公園の管理公社が丘の公園の業務は民間のほうに委託されたとか、農業振興公社のほうでフラワーセンターの業務が、民間のほうに指定管理が移ったとか、最近ではやまなし文化学習協会ですか、県民文化ホールの業務が民間のほうに指定管理が移ったということがございます。このうち農業振興公社とやまなし文化学習協会につきましては、他の目的があるということで、若干、組織はスリムになりましたけれども、依然として出資法人として業務を行っているという状況でございます。

出資法人が指定管理をとれなかったからどうなるかというのは、一般的な話にさせていただきたいと思っておりますけれども、施設の管理とかいったものがなくても、出資法人の目的が達成されるのか、それを県民が望むのか、そういう観点、あるいは、経営は成り立つのか、そういった観点で考えていくべきものだと思っておりますので、必ずしも指定管理がとれなかったからと、それだけをもってその出資法人が廃止になったりするというふうでもないというふうに考えております。

丹澤委員 ということは、残った部分が重要な役割を果たしていなければ、存続価値がないということになるわけですね。では、国際交流協会のちょっと細かな資料を僕が突然求めたものですから、詳しいことがそちらのほうの資料とちょっと違うかもしれませんが、国際交流協会の一般会計予算は6,200万円ということですから、残っている分は実質的に2,300万円が事業に使われているものだと推測されます。2,300万円のうち県からの補助金が幾ら入っていますか。

古屋国際交流課長 県からの事業費の補助金といたしましては1,181万2,000円入っております。

丹澤委員 1,181万円のこれは何のための補助金ですか。

古屋国際交流課長 1,181万2,000円のうち1,111万円が人件費でございます。残り70万円が事業費等でございます。

丹澤委員 1,111万円はだれの人件費ですか。

古屋国際交流課長 平成21年度でいきますと、会長、それから、専務理事の2名の分でございます。

丹澤委員 先ほども言ったように2,300万円のうち1,100万円は会長さんと専務理事さんのために使われている。それも、全額県費で出ている。会長は今まで非常勤だったものを新たにこうしたわけです。それはよほど意気込みがあって、国際交流協会というのはこういうことを改めてやっていくんだとい

う意気込みのあらわれだと思いますけれども、依然として事業費は残りの1,200万円、いや、もっと精査すると少ないかもしれません。大ざっぱにやると1,000万円足らずの金しかない、国際交流協会が。先ほども渡辺委員が何の役割を果たしているのかと再三お聞きになりましたけれども、時代に合ったこの協会の役割とは何かというふうにこの事業内容を見てみると、本当にふさわしいのかなという気がします。

まず資料の7番の国際交流協会の寄附行為のところを見ると、この中には依然としてまだ農業移住者に係る債務保証をするとか、あるいは、海外移住の推進をするとか、こういうことが載っている。これはいつの時代のことなのか、いつの時代のことをそのまま引き継いでいるのか。まさに国際交流協会とって、先を見据えるグローバルなそういうふうな視点でやるべき協会が、依然としてこういうものをしているというのは、この協会の存在意義というはあるのかと。先ほど浅川委員も言っていました。大勢外国から来るけれども、何かしているかと聞いたら、通訳ガイドボランティアの人たちを養成していると。確かにやっています。たった1回ですよ。

僕はよく言っているんですけども、県庁の職員は風待ち行政、あればいいんだと。効果なんて何もなくてやっていますって言いわけさえできればそれでいい。それを本当に山梨県のみんなが望んでいるとなれば、そういうことを1回やりました。そうでなくて、本当に国際交流協会が今の時代にふさわしい国際交流というのは何なのか、国際交流協会が果たす役割は何かというのを、まずこの寄附行為から僕は見直さないと、単独事業の2,300万円のうち1,100万円が県から行っている職員の人件費、こういう協会は本当に県民にとって必要な協会なのかなと思いますけれども、いかがですか。

古屋国際交流課長 国際交流協会設立の経緯でございますけれども、昭和2年に設立された山梨県海外協会というのがございまして、それは海外移住の促進を図るために設立された団体でございます。その協会につきましては海外移住とか、海外県人会、海外技術研修員の受け入れなどの業務を行ってまいりました。そこが出発だという経緯がございまして、それが引き続いて、現在、国際交流協会に流れております。そうした中で、1つは海外移住家族会等の支援業務で、事務局の仕事を行っております。

それから、もう1点、農業拓殖基金の債務保証でございますけれども、これは平成10年度に山梨県農業拓殖基金協会が解散いたしまして、その協会が行ってまいりました信用保証業務を国際交流協会が引き継いだものでございます。これにつきましては、貸付実績もございませんので、今年度中に事業の終了・精算を行うということで、手続を進めているところでございます。

丹澤委員 せっかく国際交流協会に新しい会長さんが行かれたわけですから、ぜひ今の時代にふさわしい国際交流協会の事業を考えられて、県民にとって本当にあるべき団体だと、あるべき出資法人だと言われるような方向性を、ぜひ早急に見出していただきたいと思います。

小越委員 国際交流協会の外国人相談についてお伺いします。平成21年の外国人相談の件数が68件とお伺いしました。国際交流協会が68件の相談というのは余りに少ない数字だと思うんですけども、いかがですか。

古屋国際交流課長 国際交流協会では在住外国人を対象に毎月2回「外国人なんでも相談」と

いう形で開催してございます。相談につきましては事前予約制ということで、生活面の法律に詳しい山梨学院大学の教授と4カ国語が堪能なカウンセラーの2名で対応させていただいております。相談件数が少ないのではという御指摘でございますけれども、外国人相談につきましては法テラス山梨、市町村、ハローワーク、そのほかの機関におきましても相談業務を行っているところがありますし、また、民間のボランティアなんかで行っているという話も聞いてございます。現在、協会では外国人相談につきましては、協会で行っています日本語の講座を受講している外国人に対してのPRを行うとともに、市町村と連携して事業をさらにPRしていきたいと考えてございます。

小越委員

ということは、68件は妥当というふうに今おっしゃった話だと思うんですけども、民間でやっているとか、法テラスでやっているとか、山梨県の外国人の相談というのは全体でどのくらいあって、その中で国際交流協会が占める割合というのはどのくらいなんですか。

古屋国際交流課長

それぞれの相談窓口の相談件数全体については県では把握してございませんが、国際交流協会の行っております相談の過去の状況を見ますと、20件、30件から40件、50件となっております。

小越委員

国際交流協会というのは先ほど丹澤委員がおっしゃいましたけれども、公に近い、公というか、ここだったら大丈夫だなということで行く施設だと思うんですが、ここへ行けば何とかなるんじゃないかというところが68件で妥当というのは私はちょっとそれでいいのかなという気がします。68件のうち21年度ですけれども、雇用・労災が16件、婚姻・離婚16件、在留資格10件ということで、この辺なんですけれども、そうはいつでも21年度、雇用や労災が16件というのは余りに少ないと思うんです。例えば在留資格とか、それから、ブラジルの方が仕事がなく帰ると。帰るにはお金がないということも含めたり、では、子どもをどうするのかとか、在留資格はどうするのか、そういう御相談が民間ではたくさんあると思うんです。この国際交流協会はそういうのを民間にお任せするという立場なんでしょうか。

古屋国際交流課長

国際交流協会は民間の国際交流の中核的な立場という位置づけをしてございます。そういう意味におきましては、相談体制の充実という形を考えていきたいということで、例えば今年度からは今まで協会で行っていたものを、各地域において行うような取り組みも始めるところですし、さらに実際に外国人の方にどういう形で周知するのがいいのか、そんな検討も始めたいと考えております。

小越委員

それで、相談にはブラジルの方やペルーの方、韓国・フィリピンの方、たくさんいらっしゃる。ポルトガル語とか、スペイン語とか、英語以外の圏域の方が多いかと思うんですけれども、その通訳の方はそろっているんですね。そのほかの例えば労働相談やいろんな生活相談のところで、社会保険労務士とか、弁護士ですとか、その対応はどうなっているんでしょうか。

古屋国際交流課長

それぞれの相談窓口での外国語への対応はどうなっているかということにつきましては、県では把握してございません。国際交流協会につきましては4カ国語がしゃべられる人と、あと事前登録制でございまして、何々語ということをおっしゃっていただければ、そういう言葉が使える方を通訳と

してお願いして当日呼んでくるという形で行っております。

小越委員　　それで、通訳の方はいいんですけれども、では、雇用の問題であればハローワークとか、労働基準監督署というときには、そのときはどうするんですか。ハローワークに行ってくださいと言われても、向こうのハローワークの方は4カ国語ができる方が常時いるかどうかかわからないです。そういうときにはどういうふうにアポをとってつながっていくんですか。

古屋国際交流課長　　実際の取扱事例というのは私も承知をしていないわけですが、言葉のわかる人が同行するというケースもあるのではないかと考えております。

小越委員　　では、みんなそういうふうに国際交流センターの外国人相談に行ったら、雇用の話でしたら通訳の方がハローワークにも一緒に行ってくれるんですね。労働基準監督署も行ってくれるということでもいいですか。

古屋国際交流課長　　そういうケースもあると聞いておりますが、あと相談者の知り合いの方で、言葉のわかる人が同行するというようなケースもあると思います。

小越委員　　なぜ相談件数が少ないかって、ここでやっているということがわからないというのと、逆に民間の方々はかなり丁寧に、そこに一緒に行って、通訳の方も行って、ハローワークに行ったり申請をしたりするんですけれども、多分、今の話を聞くと国際交流センターでは通訳の方は聞くけれども、「じゃ、そこに行ってね」、それで終わりになっちゃっているんじゃないですか。そうすると、本当の真の意味の相談にならなくて、「あそこに行っても」というようなことがいろいろありますと……。本当に国際交流協会で行っている外国人相談が、公に近い相談だと私は思っているんです。外国人の方も含めて、民間に行くよりもここに行けば何とかかなるだろうと。どこに行ってもいいかわからない。ちんぷんかんぷんでハローワークなのか、市町村か、それもわからないことがありますので、それを仕分けしてくれることも含めて期待があると思うんです。そのときに、聞いた限りでは「あとは、自分で行ってね」ということになりまして、それはやはり親切・丁寧にならないと思うので、例えば社会保険労務士をそこに1回入れるとか、通訳をそこに一緒に派遣するとか、そういうことも含めて丁寧に対応していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

古屋国際交流課長　　その辺の取り扱いにつきましては、国際交流協会の現状も含めまして相談したいと思っています。

他委員の質疑・意見　なし

(財団法人山梨県農業振興公社について)

進藤委員　　農業振興公社についてお伺いをいたします。新聞でもにぎわした大変経済関係の不況の中で、安定的に農業経営母体を育成するために、農地保有合理化事業が継続されてきているわけですが、地価が下落ということで、事業推進についても大変苦慮している様子がうかがえるわけでございますが、平成22年度の事業について、今までも農地売買事業とか農地継承円滑化事業というのがありまして、それに新事業ということで農地保有合理化緊急売買促進事業というものが計画されているというわけですが、その内容をお聞きし

たいと思います。

山本農村振興課長 進藤委員の農地保有合理化緊急売買促進事業の内容について御説明いたします。農地保有合理化緊急売買促進事業につきましては、当農業振興公社が長期間保有しております農地につきまして、認定農業者等の担い手に売り渡す際に、地価の下落等によりまして取得価格と売渡価格に差が生じた場合に、その差額の一部を助成する国の補助事業でございます。

進藤委員 それで、その補助金の内容ですね。どこを対象にしていくとか、そのようなことについてお聞きします。

山本農村振興課長 この事業につきましては平成18年度に国が創設した事業でございます。平成2年から平成12年の間に、農地保有合理化法人が農地保有合理化事業に基づきまして取得した土地につきまして、その売却が買い手側の経済情勢等の変化によって、手渡すことが難しくなった土地でございますけれども、この土地について平成18年度に本事業が創設されましたので、それ以降、長期保有農地を処理するという事で、所有しておりました13.5ヘクタールのうち、21年度までに13ヘクタールを処分いたしました。その際、当事業にかかわる部分として11件ございまして、6,475万4,000円の助成を受けて、その売却差額の圧縮が図られたということでございます。

進藤委員 その補助金を利用しまして、今の進捗状況はどんなふうになっているのでしょうか。

山本農村振興課長 先ほどもちょっと触れさせていただいたんですが、13.5ヘクタールのうち13ヘクタールを売却処分いたしました。本年度0.5ヘクタール、件数で4件ほど残っております。この農地保有合理化緊急売買促進事業が平成18年度から5カ年間、今年度が最終年ということになってございまして、公社といたしましてはこの残りの0.5ヘクタールについて、本事業の助成が受けられるよう、本年度中に売却を目指して取り組んでいるところでございます。

進藤委員 それで、この事業の名前に緊急という言葉がついたわけですか。

山本農村振興課長 国の補助事業の制度ということで、事業名のついた経緯はわからないんでございますが、やはり平成2年ごろから平成17年ごろに買った土地は、バブルの崩壊後という形で、長期間保有せざるを得なくなったということがございまして、担い手にそのままし寄せをするということがないようということで、国のほうでこの事業を創設し、担い手の農地集積がスムーズに行えるようにという形で、つくられた事業と認識をしております。

進藤委員 はい、わかりました。

それで、今5ヘクタール残っているわけですけども、それもだんだん、どうなんでしょうか、目安がつくんでしょうか。

山本農村振興課長 現在残っている農地が5ヘクタールではございませんで0.5ヘクタールということで、およそ5,000平米、5反ということでございます。それ

が件数で4件でございまして、9月の初旬現在のところ、既に2件につきましては買い手側との交渉がまとまりまして、現在、その補助事業を受けるための資料等の整理を行って、進めているというところでございます。残りの2件につきましても、本年度中に売却をしたいということで、公社において買い手を探している状況であります。いずれにいたしましても、本年度中はこの補助事業が受けられる最後の年ということで、公社のほうでも残りの2件につきましても、今年度中に売却したいということで、今、取り組んでいるところということで御理解をいただきたいと思っております。

進藤委員

あと2件についても明るい見通しがあるみたいですが、就農者にそれが受け継がれて有効活用されていくという、放棄地も解消されていくというようなことで、大変御苦労を願っているということはおわかります。何とか見通しがついてよかったなと思っております。

その次の受託事業のほうですが、耕作放棄地を所有する農家の意向調査を行ったと言われておりますが、その調査の趣旨をお話しいただきたいと思っております。

山本農村振興課長

ただいまの委員の御質問は、昨年度行いました耕作放棄地を所有する農家の意向調査についてということで理解しておりますが、御案内のように、本県の耕作放棄地面積は割合で全国2位という、非常に高い状況になっているということで、農業生産の拡大でありますとか、県土の保全等を考える上で、やはり耕作放棄地の解消は喫緊の課題となっていると考えております。こうしたことから、この耕作放棄地の課題解決の一助となるようにということで、当振興公社におきましては、昨年度、この事業を実施してきたということでございます。耕作放棄地の所有者及び認定農業者の担い手が持つておられます意向ということで、貸し手あるいは売り手側でありますと貸したい意向、それから、売りたい意向。使う認定農業者等におきましては、借りたい意向、買いたい意向等が非常に重要であるということから、本調査を実施したわけでございます。

進藤委員

それで、今、担い手が持っている農地に対しての調査だというんですが、対象者は何人ぐらいありますか。

山本農村振興課長

調査の対象者ということでございますけれども、まず貸す側、耕作放棄地所有者に対する意向調査につきましては、昨年度、笛吹市、それから、甲斐市、甲府市、南アルプス市の4市において実施をいたしました。調査の対象者といたしましては、2,585戸の所有者に対して調査を実施いたしました。それから、一方、借り受ける側、あるいは買う側のほうですけれども、認定農業者等の担い手に対する意向調査につきましては、先ほど申しました4市に加えまして、既に貸し手側の意向を実施しておりました韮崎市と北杜市の2市を加えた6市において調査を実施いたしました。

進藤委員

そうすると、県下全体の調べは必要がなかったんでしょうか。

山本農村振興課長

当然、委員がおっしゃるように、県下全体での農家の意向あるいは担い手等の意向というのは重要であるとは認識しておりますが、昨年度、全体の意向の中で農家の意向というのはこんなものかという傾向を見るために、この4市を1つのモデル的に実施をさせていただいた。今後については、やはり

山梨県全体の耕作放棄地を所有する農家の意向、あるいは、これを使っただけで担い手の意向等を把握する必要があるというふうには認識しております。

進藤委員

この間、農政商工観光委員会のほうでも、耕作放棄地についての勉強会をさせていただいたんですが、何か一筆ごとの調査をするというようなお話も伺ったんですが、そういう方面との連携というのは関係はないのでしょうか。

山本農村振興課長

ただいま進藤委員がおっしゃったことは、昨年12月に改正されました農地法におきまして、新たに農地法の第30条が設けられたわけですが、その中で農地の利用状況調査を市町村農業委員会が毎年度行うことが位置づけられました。その調査は法に基づいて毎年度市町村が実施していく。その内容は農地すべてについて調査を実施し、その農地が耕作されているのか、あるいは耕作されていないのかということ調査いたしまして、それを各市町村が把握するという形になっております。これは農地の状況という形で毎年度調査することになっておりまして、先ほど委員がおっしゃった一筆ごとの調査というのは、まさしく利用状況調査のような調査をするわけですが、一筆調査を実施したものは平成20年度に耕作放棄地の実態調査というのを実施しまして、その中で一筆調査を実施しました。

先ほど言いました農地法第30条でやる利用状況調査につきましては、今後、20年に実施した全体調査を毎年度フォローアップしていくというものにも活用できるという形でございますので、今回、実施した受託事業につきましては、貸したい意向あるいは借りたい意向という、農家が考えている意向を把握するもの、また、担い手がどういう土地を借りたいか、あるいは買いたいかという意向を把握するものと御理解をいただければありがたいと思います。

進藤委員

はい、よくわかりました。そういう趣旨の違いというものがわかってきたわけですが、その辺、貸したい側と借りたい側がうまくマッチングして放棄地が解消されていくような、公社としての働きを大いにさせていただいて、放棄地が解消されて後継者が多く育っていくというような形になっていけばと思います。よろしくお願いします。何かありますか。

山本農村振興課長

先ほどの実態調査の結果について、ちょっと御説明をさせていただきたいと思いますが、まず貸し手側の意向調査であります。2,585戸のうち約半数の1,100戸近くから回答を得ることができました。その中で貸したい、あるいは借りたいという意向がある方は45%ございまして、その中で特に、今、不在地主が多くなっておりますけれども、不在地主からの貸したい、売りたい意向は65%と、非常に農家の方に貸したい、売りたいという意向があるというような結果がございました。

一方、担い手側の意向で先ほど言いましたように、4市に2市を加えた6市で実施しましたが、561戸の担い手に対して調査を実施したところ、約222戸から回答を得ることができまして、得られた回答者の約半数、約50%が買いたい、あるいは借りたいという意向がございました。この数字は一筆ごとにわかりますので、今後、公社といたしましては、公社の持っております農地保有合理化事業及び担い手育成対策事業にこの調査結果を活用し、農地の流動化を進めていきたいと考えております。

進藤委員 ありがとうございます。わかりました。

他委員の質疑・意見 な し

(財団法人山梨県子牛育成協会について)

丹澤委員 子牛育成協会についてお尋ねをいたしますけれども、この間、宮崎の口蹄疫のニュースを見ていましたら、スーパー種牛というのがありまして、宮崎が子牛をとって、そして、全国の肉牛の農家に販売をしているというふうな産地だとよくわかりました。それぞれの産地名がついている松坂牛とか、あるいは、甲州牛とか、近江牛とか、いろいろ名前がついておりますけれども、その牛というのはその種独特の種があつて、そして、その種からとつたものを言うんですか。それとも、どこから買ってきてもそこで数カ月間飼つていれば、甲州牛、松坂牛、あるいは近江牛という名前がつくんでしょうか。

白砂畜産課長 今、委員がおっしゃられましたのは、黒毛和種の品種でございます。国内には、短角種とか、無角和種とか、ホルスタイン種とかございますが、肉専用種の中で黒毛和種という品種でございます。これは全国一律の品種でございます。生産地と飼育場所が変わりました場合は、国のほうでも長期間飼つた場所での産地という位置づけになりまして、それぞれの地方で独自の飼ひ方、えさの与え方をして銘柄牛をそれぞれつけております。

丹澤委員 そうしますと、山梨県が子牛をとらなくても、どこから買ってきても甲州で飼えば、甲州黒毛和牛というブランド名で出せるということになるわけですね。今、山梨県の子牛育成協会では県有の牛、その種牛、何とか号とかというやつがいて、何頭ぐらいそれはいるんですか。

白砂畜産課長 県内には種牛はございません。県の八ヶ岳牧場で飼つておりますのは、お母さん牛、子取りの繁殖牛でございます。200頭飼つております。

丹澤委員 そうすると、精子を買ってきて、精子をどこから買ってくるか知らないが買ってきて、そして、山梨県の牛に受精をさせてその子をとるだけ。子というのはいっぱい売っているわけですね。岩手でも売っているし、宮崎でも売っているし、産地の子をとる産地はたくさんあるんですね。

皆さんにもちょっと共通の理解をしていただきますんで、このページの526ページをごらんになっていただきますと、そこに業務委託収益というのが当年度分で2億700万円と書いてある。これは子牛育成協会に県が委託料で払う分だと思います。その下に子牛を預かって得る収益が3,700万円。そうすると、1,006万円を別にいたしましても、八牧でかかる分が1億9,000万円、それから上がる利用料が3,700万円。そうすると、少なくとも1億5,000万円以上のものが、そういうものにかかっている。つまり子をとるために県が補助金を出していると同じことだということになるわけなんです。そこまでして山梨県がなぜやるのか。

もう一つ、僕は今ここに統計資料を持ってきたんですけれども、今、山梨県の飼育牛の年間販売額というのは、僕のはちょっと古い資料ですけれども、課長さんが掌握している最新のデータでいくと、肉用牛の農家の年間販売額は幾らですか。

白砂畜産課長 平成21年の生産額実績でございますが、牛肉で31億7,400万円で

す。

丹澤委員

僕はここに農林水産省が出した2007年の統計を見ているんですが、大分離れておまして、これで見ると肉用牛はわずか11億円だと。国の統計で11億円という、少々古い3年ほど前のデータかもしれませんが、21年、昨年が27億円で、3年前が11億円、ちょっといささか数字が離れ過ぎていると思うんですが、この国が発表しているデータでは11億円しかないんですよ。子牛をとるためにここで山梨県が子牛をとらなければならない補助金をかけていますよ。あるいは、広大な牧場の使用料も入っていませんし、ここで入っているのは人件費だけですよ。

そうしてみると、子牛を買ってくるんだったら、子牛に補助金を出したほうがいいじゃないかという考え方もありますし、どうしても山梨県で生産しなければならないという理由があるんでしたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

白砂畜産課長

先ほどの委員からの御質問で、526ページの業務委託料の件でございますが、先にこの点をちょっと申し上げます。2億700万円とございますが、これは八ヶ岳牧場とまきば公園の両方の合計額でございますが、八ヶ岳牧場単独ですと1億9,000万円でございます。その下にございます利用料収益3,700万円が、県内の生産農家からお預かりした牛の利用料の合計額でございます。これは収益でございます。これは子牛育成協会の中の収益でございますが、先ほど委員がおっしゃられましたように、子牛を毎年育てる子牛育成協会の業務の中には、先ほど御説明いたしました、200頭の子取り雌牛から生まれる牛、年間130から140頭を、県内の農協を通じて生産者の皆様に売却をしております。それから、廃用になります牛の食肉センターへの出荷がございます。それから、めん羊の売却、それから、堆肥の売却も行っております。それぞれを見ますと4,100万円の県の財収がございます。したがって、協会そのものでは3,700万円でございますが、県の財収を含めると約8,000万円の収入があるわけでございます。

それを申し上げたいのが1点と、それから、委員から御質問のございました県で牛をなぜそこまで飼っていかなければならないのかということでございますが、子牛育成協会には、先ほど来御説明していますように、県内の牛をお預かりする預託と、先ほど申し上げました200頭の牛で生産をした子牛を売却しているという大きな2つの業務がございます。県内は比較的平地が少なく、中山間地が多うございます。そういう中で家畜を飼養するというのは、限られた状況の中でなかなか戸数等がふえない状況にあります。山梨県はお話にも出ましたように、宮崎県や岩手県とは違っておりまして、子取りの雌牛を飼っている頭数が非常に少ない状況でございます。そういう中で県の公立牧場が肉用牛を生産して、県内の生産者の皆様が飼育しやすいように、手に入りやすいように県の牧場が飼育をして、それを県内の肉用牛の生産基地と位置づけて、生産者の皆様に売却しております。

丹澤委員

それは果たしている役割はあるでしょう。無駄なんて実は僕はいつも行政にはないと思っています。ただ、問題は効果が大きいか少ないか、これだけの費用を投入して山梨県がやるべき仕事かどうかということ、しっかり見きわめようと思っているんです。今130頭という話をされましたけれども、山梨県で飼っている肉用牛は8,000頭いるんですよ。そのうち130頭だけを生産するためにやっているんですよ。僕は、だから、そういうとこ

るを考えてみたら、今までやっていることは確実に守るんじゃないかと、新しい方向に転換するようなことをやはり考えないと。この場合には逆ですよ。この指定管理者はないから安心していいんですよ。募集したって八牧を管理するなんていう指定管理者がありっこないやと思うから安心をしている。だから、しっかりそういうところもちゃんとどういう方向で向かっていくのか。8,000頭飼っているうちの130頭出して、これで大事ですと、こういうことがいつまでも胸張って言えるのかどうか、よく協会で、いや、出資している県が検討していただきたい。終わります。

他委員の質疑・意見 な し

(山梨県道路公社について)

丹澤委員

雁坂トンネルのことについてお尋ねします。雁坂トンネルは平成10年に36億7,500万円の借金を道路公社がして、あけたということです。収入は、当初は償還金がありませんのでタイムラグが生じますから、利益はどんどんかさんでいきまして、平成14年がピークで5億5,800万円の利益が積み上がりました。それ以降は償還金が期日を迎えてきますから、だんだんふえていきますから、年々それを取り崩して行って、今までためた利益が平成21年度であとわずかで、今年度の償還金を返しますと今までためた金がなくなってしまうということになります。トンネルの使用料収入が入って、それを維持管理する。その収益から経費を差し引いた分が償還金に見合った以上のものが入れば、これはもう本当に万々歳でありますけれども、これからは下回っている状況に入っていきますね。平成21年度に残っている36億円借りたうちで、17億円あとまだ残っていると。しかしもうここで収支が、先ほど言ったようにためたお金がなくなってしまうと、単年度の収益ではもう返せない、借金が返せない事態に来年度から入っていきます。そうすると、それは今後はどうされるんですか。

野中道路整備課長

ただいまの質問にお答えします。山梨県道路公社を含む地方道路公社の行う有料道路は、30年の有料期間の通行料で経営いたします。しかしながら、建設時の政府貸付金や金融公庫貸付金などの借入金は、20年間で返済することが基本とされており、このため通常の場合、途中で新たに借入し、30年間ですべてを返済することとしております。雁坂トンネル有料道路につきましても、建設時に約37億円の借入をし、有料期間30年のうち初めの20年間で、この借入金を返済する計画となっておりますが、建設時の借入金約37億円のうち、平成21年度末までの12年間で約20億円を返済し、借入金残高は約17億円でございます。この約17億円を残された償還期間8年間で完了するためには、一時的に資金が足りない状況が生じますので、今後は新たに借入をするなど何らかの措置をとる必要がございます。これにつきましては、外部有識者による経営検討委員会の御意見を伺いながら、経営改善計画を策定する中で検討したいと考えております。

丹澤委員

現在借りた36億7,500万円は、どこの資金を使ったんですか。

野中道路整備課長

政府貸付金及び公営企業金融公庫貸付金及び市中銀行の貸付金、この3つでございます。

丹澤委員

そうすると、これは20年間で返済するというので、山梨県の場合には

12年目でもう収益から費用を差し引いたところの利益で返せない状態に立ち入ってしまったと、陥ってしまったと。そうすると、借金を返すためにまた借金をしなきゃならんのですね。借金を返済するための借金をする。民間企業であればそれはもうそこでストップ、終わりになっちゃうわけですが、この新たな借金の返済のための借金財源というのは、どこから今度は融資を受けるんですか。

野中道路整備課長 基本的には市中銀行と考えております。

丹澤委員 市中銀行が引き受けるというふうなことはもう大丈夫なんですか。

野中道路整備課長 それも含めて今から経営検討委員会をお願いしているところでございます。

丹澤委員 県民が恐れているのは清里の例の有料道路ですよ。これからますますあの道路が盛んに活用されるようになれば、そういうことはないんでしょうけれども、収益よりも管理費用のほうが多くなっちゃったということになると、存続する価値がなくなってしまうわけですよ。この間、日曜日に皆さん努力されて、何かマラソン大会かなんか開催されたようですけども、大変な御努力をされているということはよく理解します。

しかし、もうこれは幾ら宣伝しても、ある程度のところで収益が頭打ちになってしまう。どうしたって便利なところのほうへ行ってしまうという、圏央道ができたりして料金が安かったり、あるいは安全であったりということになりますと、少々高くても向こうを回ろうかなということになりますと、この交通量をふやすということはなかなか難しい。とすると、収入がもう頭打ちになっているわけですから、利益を生むためには支出を削減しなければならないということになるわけですけども、もう既に管理費の支出が2億2,000万円ですか、もうかすかすのところまできつと来ているんじゃないかなと思うけれども、この収益をまだ3億6000万円ずっと維持できて、そして、必ず1億円の黒字ができると。将来にわたってまで1億円の黒字ができると。したがって、残りの17億円が17年あれば返せるんだと。計算上はあとの残りは17年で返せるんだというふうなことになるでしょうけれども、ぜひ清里のようなことにならないように、最終的に県が負担をしなきゃならないようなことにならないようにぜひ御努力をいただきたい。お答えがいただけるのであればお答えいただきます。なければ結構でございます。

野中道路整備課長 平成21年度は通行量が減少し、通行料金が減少する中であっても、収入から先ほど申し上げたような維持管理費等支出を引いた金額が、おおむね1億4,000万円確保できております。今後、さらにコスト削減をはかりながら、毎年1億円程度の確保ができる見込みでございますので、有料期間内で借入金の返済が可能だと考えております。具体的な管理費のコスト削減策としましては、これまでの監視体制の見直しを行いまして、監視業務の委託費の削減や、交通量に見合う料金徴収方法の変更、使用電力量のさらなる削減、さらには職員の削減など経費の削減を行ってまいります。また、通行量の減少の対策といたしましても、今後とも埼玉県と協力体制をつくって、PR活動を積極的に実施していきたいと考えています。このことも踏まえ、収支バランスのとれた経営改善計画を今年度中に作成し、健全な経営運営を行う考えでございます。

- 小越委員 雁坂トンネルについてお伺いします。21年度の雁坂交通量予定は90万3,740台、それに対して実績交通量は47万4,671台と、50万台にも届かないかなり乖離がある実績でしたけれども、これはなぜこんなに乖離があると分析されていますか。
- 野中道路整備課長 雁坂トンネルの通行量は平成19年6月の圏央道の開通、高速道路の割引制度等の社会情勢の変化、また、金融不安等による景気低迷の影響を受けたことにより、通行量が減少したものと考えております。
- 小越委員 それから、償還金はいつピークになって、それはお幾らなんでしょうか。今、21年度が2億4,000万円ですけれども、ピークを迎えるのは何年で、それは幾らですか。
- 野中道路整備課長 償還金のピークは平成26年の2億9,800万円でございます。
- 小越委員 そうしますと、先ほどのお話ですと1億4,000万円ぐらい黒字が出て、足りない部分は市中銀行から借りていくとなるんですけれども、そうしますと、幾らぐらい借りることを想定されているんですか。
- 野中道路整備課長 毎年少しずつふえていきまして、最高のピークで11億円というふうに現在試算しております。
- 小越委員 11億円を借りるとなると、当然、市中銀行ですと利息がつくんですよ。そうすると、利息を含めて幾ら借りることになりそうですか。
- 野中道路整備課長 利息につきましては、利息のつかない方法とか、利息がついた場合はどうなるかとか、いろいろ現在試算しているところでございますけれども、単純に利息だけを計算すると2億円ちょっとぐらいになります。
- 小越委員 すごい金額が出てきて、なぜこういうことになってしまったのかなと思っています。そもそも平成10年から開通しましたけれども、平成10年には計画量74万3,281台に対して、実績は75万6,009台で、10年のときだけは計画より実績が上回っていますけれども、既に翌年から計画交通量80万台に対して実績交通量69万台です。もう既に2年目から乖離が始まっているわけです。計画80万台に対して実績が70万台に届かなかった。このようにずーっと続いていくわけですよ。計画と実績の開きがずーっと開いたままで行っています。先ほど平成19年の圏央道、それから、割引料金のことがありましたけれども、既に19年の前の平成18年には、計画交通量87万台に対して65万台ということで、もう既に実績と計画値で74.7%と、ここでもう既に大きく乖離をしているわけです。ですから、開通直後からこの雁坂トンネルは、見込みに対して実績は少なかったということであるから、先ほどの圏央道とか、高速道路無料化1,000円ということが原因というふうには言えないんじゃないでしょうか。
- 野中道路整備課長 計画交通量でございますけれども、これはあくまで推計値でございます、委員も御存じだと思いますが、前は国土交通省は右肩上がり交通量はどんどん上がっていくというのを出しておりましたけれども、平成19年に見直

しまして、もう日本は少しずつであるけれども減っていくという推計を出しております。それによる乖離だと思われま。

また、委員御指摘のその前から少しずつ減っているのではないかという御指摘でございますけれども、おおむね60万台後半ですとほぼ横ばいで、若干減っているんですけれども、来ておまして、そこで見ていただいておりますとおり、18年、19年、20年でかなり減っているというのが、グラフからも読み取れると思います。そういう実態からしてやはり圏央道の開通とか、高速道路の無料化といいますか、1,000円割引といいますか、いろんな制度が一番大きな原因ではないかと考えております。

小越委員

ということは、国がつくった計画交通量が間違っていたということになりますと、圏央道の建設のことですか、そういうのは既に国でも考えていたんじゃないでしょうか。それにもかかわらず、計画はずっと上がってきたというのは、国の言われるままに交通量を試算してきたということですか。

野中道路整備課長

国の言われたままというんじゃないで、計画交通量を推計するに当たっては、やはり何らかの根拠が必要であります。その根拠がいわゆる国が出してくれた将来の交通量の推計値、これを根拠に本県がつくったということでございます。

小越委員

そもそもこの雁坂トンネルは、どういう目的でつくられたんでしょうか。何のためにこのトンネルをあけて、どういうことがあったのか。平成10年が開通で、その前に計画はあったと思うんです。それはどういうことですか。

野中道路整備課長

非常に根本的な質問なんですけれども、私が記憶している範囲では、国道140号は開かずの国道ということで、実際、車が通れない国道であった。山梨県と埼玉県を結ぶ140号という国道の位置づけはあったけれども、全然車が通れない道であったということなので、そこを何とかしてくださいということで、山梨・埼玉両県が国のほうへお願いして、あけた国道というふうに認識しております。目的についてはいろんな目的があると思います。防災上の目的も産業上の目的も観光の目的も、いろんな意味ですべての道路の目的を果たす道路というふうに考えております。

小越委員

そうしますと、国と県の考え方のすり合わせというのはどうだったかということ、やはり教訓にしなければいけないと思うんです。国が交通量が上がってくるといって、それに見合って収益も多分つくっていたと思うんです。計画収益のところも。それで、いつになったらプラスになって、お金を幾ら返せるかというのは収入がある、つまり交通量が伸びてくるということを前提に、ほかの経営収支もつくってきたわけで、そこが崩れるということになりますと、もうそもそもこの計画をつくったところで、平成10年から途端に実績交通量がぐっと減っているわけですから、そのときに既に、今、改善計画とありましたけれども、改善計画をつくらうとか、もっと前からつくるべきだったんじゃないですか。

野中道路整備課長

委員のおっしゃることもごもっともでございます。計画交通量に満たさないわけですから、それに関連いたしまして、先ほどから申しているように、管理費を縮減していこうと考えています。管理費を縮減することによって、収入が減ってもその間の借入金の返済にその分を確保していこうというこ

とで、毎年、毎年少しずつではございますけれども、管理費は少しずつ改善といえますか、縮小してきております。ちなみに平成10年では3億6,000万円だったところ、平成21年、昨年度は2億2,000万円の管理費、ここまで縮減しております。さらに今後は交通量の減少が予想されますので、それに見合った管理費の縮減というものを、先ほど申し上げたとおり考えていきたと考えています。

小越委員

トンネルですので安全管理というのは最低限やっていただかないと、そこにだれもいないとか、電気のことも含めて最低限それはかかるべきですし、その管理がちゃんとしないと危ない道路になってしまうと思っています。

最後聞きたいんですけども、国が平成18・19年まで計画交通量が上がっていくと、車はふえていくというふうに言われて、一緒に国と県としてつくってきたと思うんですが、こういうことで乖離がうんと大きくなり、収支のバランスがかなり悪くなってしまった。実績交通量は同じだとしても、計画交通量と乖離が大きいんですから、収支のバランスが崩れていくわけです。このことについての教訓というのは、今後に生かそうというものは何かありますか。これからの交通行政についてとか、このことを教訓とするものはありませんか。

野中道路整備課長

今後の新しい道路というものは、今のところ計画してございませんけれども、もし新しい計画があれば、当然、今後の日本の将来を見据えて、交通量が減っていくということを前提につくらなきゃならないというふうには考えています。

小越委員

最後ですけれども、できてしまったものを壊すとか、その辺を担保に金を返す、道路を返すわけにいかないの、これは、ですが、どうしてこんなことになってしまったのか、見通しの甘さというのを指摘せざるを得ないと思うんです。もう10年以上も前からこんなに計画量と違うわけですから、この計画をなぜつくったかも含めて、見通しの甘さも含めてやはり今後の教訓としていただきたいと思っています。

他委員の質疑・意見 な し

(山梨県住宅供給公社について)

小越委員

住宅供給公社の今後についてまずお伺いします。住宅の分譲は今後は予定していないということをお聞きしましたけれども、現在の売れ残りというんですか、残っている状況と販売の見通しをお聞きします。

和田建築住宅課長

住宅公社の分譲事業についての御質問でございますが、現在、分譲地で残っているところは双葉・響が丘に、分譲事業として計画したものが6区画、それから、残地を整備しまして分譲できるようになったところが6区画ございまして、今年度につきましてはこの12区画を販売するというところで計画をしております。

小越委員

ということは、それで12区画を完売して、あとは住宅の分譲はしないということですね。そうしますと、今後、住宅の分譲をしないとなりますと、住宅供給公社として残る業務というのは県営住宅の管理ということになるかと思うんですけども、今後も住宅供給公社はそこに一番シフトしていく

ということですか。

和田建築住宅課長 住宅公社の事業でございますけれども、住宅公社の事業につきましては大きく3つの事業をやってございます。1つは、先ほど御指摘がありました分譲事業でございますが、これにつきましてはもうすべてを売って分譲事業は終了したいと考えております。それから、賃貸管理事業というふうなことでございまして、公社が持っている住宅の賃貸、それから、宅地の賃貸事業がございまして、それから、もう一つ、管理受託事業というのがございまして、この管理受託事業の中に県営住宅の管理事業が入っております。

小越委員 それで、主に一番市民と近いのは県営住宅の管理になるんですけども、この県営住宅の管理をなぜ住宅供給公社がしていくんでしょうか。

和田建築住宅課長 県営住宅の管理に関することでございますが、県営住宅の管理を現在住宅公社と委託契約をして管理をしていただいておりますけれども、そもそも公営住宅の管理というものにつきましては、公営住宅法という法律の中で事業主体が管理すべきだというふうに決められてございます。その理由でございますが、公営住宅の制度の目的は所得の低い住宅に困窮する人たちに居住の安定を図る。この大きな目的がございまして、その目的を達成するためには、事業主体が管理すべきだというふうに考えられてございまして、公営住宅法の中で事業主体がやるべきだ、管理をなさいというふうにいたしております。現在、住宅公社が管理を受託して行っておりますけれども、歴史的に申しますと県が直営で管理をやってきましたのが昭和58年までです。それ以後59年から平成17年までは地方自治法で、狭い範囲での県が出資する法人に管理を委託できるというところがございまして、住宅公社に委託してきた経緯がございましたが、片方で指定管理者制度というのが地方自治法の改正によりできました。

その後におきまして公営住宅法の改正がございまして、管理代行制度というものができました。現在、住宅供給公社に管理代行制度で委託をしているわけですけども、先ほど私が言いましたように、公営住宅法で任せられている事業主体、県が関与しなければいけないという基本の中で委託できる部分の内容、業務の受付とか、そういうふうな権限に属さないようなものにつきましては、外に出してよい、委託してよいというふうなことから委託しているわけでございます。

小越委員 私は県営住宅、先ほど事業主体が管理すべきという根本に立ち戻っていただいて、やはり県直営に戻す。民間にやらすのはもってのほかだと思います。困っている困窮者への居住の提供を図るのが、この県営住宅の精神でありますから、私は県直営に戻して、やはり困窮者の住宅確保を事業主体である県が責任を持つべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

和田建築住宅課長 ちょうどこの管理代行制度や指定管理者制度ができたときは、行政のスリム化といいますか、効率化といったものが非常に求められた時代だったと思います。そういう中で、外に出してもいい部分につきましては、行政の中で仕事をしないでもいい。そのかわり行政経費が安くなるように、スリム化できるようにしたほうがいい、こういう考えだったと思います。そういうことですので、現在、県が行っております家賃の決定とか、いろいろと権限に属するものはそのまま残し、そして、先ほども言いましたけれども、入居手続

とか、修繕とか、そういったものにつきましては管理を委託することによりまして、より効率的に管理ができるのではないかと考えてございます。

他委員の質疑・意見 な し

(財団法人山梨県体育協会について)

棚本委員

体育協会について質問を行います。まず冒頭に少しだけ認識を示させていただきます。この経営状況説明書を拝見して、それから、さまざまなものを見てもそうなのですが、体協の目的を見ますと、スポーツ振興、それから、県民の体力向上、スポーツ精神を養う、こういうことが書かれております。私もスポーツ振興の中では技術力の向上はもちろんでありますが、最近、特に山間部中心に非常に人と人の連携、あるいは地域運営という人間関係の希薄さ、これらを含めたときにやはり人と人の心のつながりのためにも、本当にこのスポーツ振興、大事な部分を支えていただいていると思っております。また、心身の向上、健康の増進はもちろんでありますが、広くはオリンピックや国際大会、サッカーや野球、その他テニスを見ましても、ともすると私たちは日本人だという自覚も忘れがちなこの毎日の中で、大きく国際大会の中で応援するときに、ふと感動した中で日本人の心も思い出しています。このように体協、一見体育の目的のように思えますが、私は本当に県民のためにも大きな役割を果たしているという認識のもとで質問を行いたいと思います。

本日は出資法人でありますから、出資法人の趣旨にかんがみて少し指定管理や、あるいは財源の問題も組み入れながら質問に入ります。まず、たしか平成17年だったと思います。県民スポーツ事業団と統合して新しい体育協会が発足をしました。私どもは一般的に考えて中期という表現は5年ぐらいかなと思うわけですが、17年ですと数えてみましてちょうど5年が経過いたします。まずこの平成17年に想定された、あるいは設定された統合の目的というのは何だったのか、この中期的な5年の節目にかんがみてお答えいただきたいと思います。

相原スポーツ健康課長

県の体育協会は歴史をひもときますと、昭和4年3月に設立をされておりますけれども、それ以来80年を超える歴史を刻んでおります。また、体育協会は平成17年に県体育協会とスポーツ事業団が統合されたわけですが、そのスポーツ事業団は昭和50年に設立をされたものでございます。それ以降、体育協会とスポーツ事業団がその役割を分担しながら運営を行ってきたわけですが、スポーツ事業団は主には保健体育施設の管理運営を受託して行っていた。また体育協会はその他のスポーツ振興と競技力向上等のための事業を行ってきたという経過でございますけれども、これらの業務を統合し、一定の効率化、体質の強化を図るために統合がされたというふうと考えております。

棚本委員

わかりました。今、課長から当時のスポーツ事業団と一緒にした趣旨をお伺いしましたが、この趣旨をかんがみて5年たったときに、今、当初の想定どおりの、進捗という表現はおかしいですね、当初の想定どおりの進み方でありましょうか。ちょうど5年をかんがみていかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長

統合によりまして県内の競技スポーツ、また生涯スポーツの関係のスポーツ振興施策を一元的に実施できる体制ということになりまして、スポーツ教室ほか各種スポーツイベントの開催など、自主企画事業の円滑な事業展開が図られるようになっております。また、事務局体制も一元化されたということで、より効率的な運営が図られていると。5年たったところの状態としては、当初のそういった目的のようなものは相応に達成されている状況だというふうに考えております。

棚本委員

わかりました。達成できなければ統合された意味もないし、また事業団と体協がうまく合致すれば組織のスリム化はもちろんでありますが、本来の先ほど冒頭で申し上げた体協の目的が効率よく果たされているかなという気もいたします。

もうこの5年の問題はここで打ち切りますが、考えてみまして、今、達成された部分をお聞きしたわけでありましたが、課題というのは何かこの5年間で残ったんでしょうか。

相原スポーツ健康課長

やはり体協という大きな組織でございまして、これをどういうふうに運営していくかということは、もともとからの課題としてあると思いますけれども、今、体協が目指している事業の課題というか、何を目的にやっていくかというところでは、多くはやはり子どもから高齢者までの方がいろんなスポーツに親しめるような環境をつくっていく、そういった体制を整えていくということが、目下の体協に課せられた目的の大きな部分だろうと考えていますが、そういった中で文部科学省の進めている総合型地域スポーツクラブの設立、またその支援ということがもう少しより進んでいけばいいのではないかとというようなところを考えているところでございます。

棚本委員

わかりました。しつこいようですが、ちょうど5年という節目でありますから、達成できた部分が大部分だというお話は認識しましたので、今のお話の中の反省点というか、課題にこれから先も留意しながら、効率いい運営をお願いいたします。

次に進みます。指定管理者として小瀬スポーツ公園等6施設を受託されたわけでありまして。最初の指定が18年で2カ年、それから、次の5年契約になってちょうど半分ぐらい過ぎたわけですがけれども、きょう現在22年の途中でですからちょうど中間だと認識しております。全施設で、きつい言い方ですがけれども、小瀬や代表的なところは私ども何かいろんなさまざまな立場の中から、監査もさせていただきましたり、訪問もいたしました。施設運営状況を知っている部分もでございます。

ただ、6施設、体協が指定管理者というのは、ほかが受けたというのとは意味が違っていると私は認識しております。やはり体協が県施設を受けたということは、それなりの私どもの期待というのは、一般と違うというと語弊がありますが、全施設受けているということは知識、経験、組織を生かしたこの体協ならではの運営がなされていかなければならないと思いますし、大きな期待もかけております。

そこで、この6施設全部の施設で体協本来のノウハウというか、いろいろさまざまなものが生かされた運営が、率直に言ってなされているとお考えですか。

相原スポーツ健康課長

指定管理者制度は地方自治法の改正によって、本県では丘の公園から導入されたわけですが、そのほかの公の施設につきましては平成18年度から導入されました。体協等の場合は18年度から3年間、18年度、19年度、20年度が済みまして、21年度から5年間の第2期目の指定管理がスタートして、2年度目というところがございます。委員のおっしゃったとおり、体協では小瀬スポーツ公園、富士北麓公園、本栖湖のセンター、緑が丘スポーツ公園、八ヶ岳スケートセンター、それから、八代の射撃場、6つの施設の指定管理を持っているわけですが、21年度から5年間の委託管理に伴って、体協のほうからまた資材管理とかいろいろな契約、電力供給なんかの契約も複数年の契約が可能になったということもございまして、そういった面での支出の縮減も図られているところと承知しております。また、そういった経営の効率化等によって得られたところを施設の修繕等に、あるいは備品の整備などに還元しているということで、これまで以上に指定管理の利点が出ている状況だと考えております。

棚本委員

あえてお聞きしたのは、先ほどから指定管理者、丹澤委員からとか、委員各位からお話もございました。やはり指定管理者制度というのは、体協単体でとらえれば、体協がこのいろんなスポーツ施設を運営することがベストだと思います。しかしながら、片方でまた民間からも体協が運営できて当たり前だという見方もあることも事実であります。というのは、やはり民間のスポーツクラブ初めいろんなところも注視しているわけです。体協が指定管理者としてどこまで体協のノウハウを生かして頑張れるのか。片やその評価が上がらないとすれば、この先の契約更新のときは非常に厳しい事態に陥るということもあるわけでありまして、私どもが中身を何回かにわたって、今回とかあるいは違う機会で見学した、訪問した中で、やはり指定管理事業の収入部分というの大きなものを体協が背負っておりますし、また、お金の問題、金額の問題もさることながら、体協がどれだけ充実した運営をできるかというのが、非常に他の指定管理者とはまた違った大きな見方をされている部分だと思いますから、あえて言及をしました。

率直にお聞きして、全部が今ほとんどうまくいっているという話ではありますが、6施設の中で一番大変な運営を強いられているというのはどこだと思いますか、非常に厳しい質問ですが。

相原スポーツ健康課長

私も6施設の中でどういうところが、経営・運営的に難しいのかというふうな認識を特に持っているわけでもございませんけれども、6施設の運営で経営的になかなか厳しいと考えられるのは、やはり季節的に夏とか、あるいは逆に冬に利用されるような施設、そういったところというのは人員の配置等の問題も含めて、なかなか厳しい状況があるのではないかと思います。

棚本委員

わかりました。通年運営が難しいという施設も確かにこの中の施設を見ますとあります。どなたがどういう方法で運営されても、通年運営ができないというのは非常に厳しい条件ではありますが、その中であってもしや体協が運営されているわけですから、今度の長期契約になってスタートして間もないわけではありますが、時間というのはあっという間に過ぎていきます。手はこまねいていないと思っておりますが、間もなくすぐ5カ年というのは過ぎますので、その通年営業できないところも留意されながら、個別には挙

げませんけれども、さらなる努力をお願いして次に入ります。

先ほど私もお話ししましたとおり、運営費補助金、それから、指定管理料などが、これらの大きな収入の中の一部を占めております。先般、個別審査の中で人件費の経費配分についてもお聞きを少しいたしましたので、きょうは数字は結構であります、やはりこの限られた収入の中、そして、それぞれの収入のボリュームはあるわけですが、収入のボリュームに合わせて人件費の経費配分が行われることが普通だということも承知しておりまして、その認識を持ちながらあえてお聞きします。やはり効果的な人件費の経費配分とか人的体制がとられているのか、その点をお聞きします。

相原スポーツ健康課長

現在の経費配分が効率的かどうかということについては、評価はなかなか難しいものもあると思いますが、比較的順調には行っているのではないかと私も考えていますけれども、大きく指定管理料の中での人件費部分、賄っている人件費、それから、運営費補助金の中で見ている人件費部分というような区分けができるかと思いますが、運営費補助金に係る人件費というのが1.5人分でございます。また、一方、指定管理に係るその他で委託料の中で賄われている職員の数というのは66.5人分というような整理をしております。それぞれ適正な状況であろうと考えておりますけれども、昨年度まで県の職員が6名派遣されていたわけですが、今年度からその6名の職員を引き上げいたしました、特に体協の自主的な事業についてもプロパー職員が行うことになりまして、これから先のことを考えると好ましい状況であろうと考えております。さらに今後も職員の職務能力の向上とか、健全な組織体制の構築というふうなことに努めるような指導をしてまいりたいと考えております。

棚本委員

わかりました。今、課長の答弁の中で人的配置の見直しも行われたと。今、指定管理料の中でのバランスや、あるいは現金収入、補助金のバランスの中で人件費に関しての経費配分が行われているということでもあります。ただ、先ほど私からも話しましたとおり、ここで指定管理者長期契約もスタートはしたといってもすぐに時間はたちますので、この中で私もこの数字を拾ってみて、何度かこの数字も確かにお聞きしました。これが本当に絶対的なすばらしいバランスかどうか、まだ私的な部分でも自分自身よくわからないのが確かであります。しかしながら、今のこの収入バランスを見ると、絶対的でない部分があるとしたらやはりいろんな柔軟的な経費配分、人件費に関してです、経費配分をしながら、人的バランスを流動的にとらえながら、指定管理の契約が終わるまでには、バランスをとりながらいろんな方策を見つけることも、日の高いうちから大事だと思いますので、あえてお聞きしましたし、意見を述べさせていただきました。

最後です。この状況説明書の中で、21年度の総括でも、あるいは22年度の中でもうたっておられるんですが、長期的な展望に立ち、3つの重点項目を挙げ、事業を執行していくというふうな結びで3本の柱があります。正直言いまして、以前からもこの事業、私が怠け者かどうか、1つずつ拾ってみるんですが、非常に多岐にわたるし、何かひどいという話ではありません、本当に事業数が膨大であります。1つずつ正直言って全部頭に入りません。その都度活字を見て「あ、こういう事業があるんだ」と思うぐらいの数の事業を執行されておられますが、各事業の内容についてそれぞれの単年度ごとの各事業の予算配分、あるいは助成とか含めて予算配分をしておられますが、

この予算配分を含めた事業そのものの評価とか、検討はどのような方法で行っているのかをお聞きします。

相原スポーツ健康課長

委員からお話がありましたように、3つの重点項目、スポーツ活動の推進、指導・推進体制の充実、スポーツ環境等の整備充実を大きな柱として運営をしておりますけれども、体協では中長期的な計画といたしましては、経営計画という計画を3年間の期間で経営目的とか実施方策を定めておまして、その期間の終了後に事業実績の評価・検討を行うような仕組みになってございます。直近の経営計画は21年度に策定をされておまして、数値目標として利用者の満足度とか、参加者数の目標などを掲げてその目標の達成に努めているというふうに承知しております。

また、毎月、経営会議ということを開催いたしまして、毎月の決算状況、事業の実施状況についての説明を行っておりまして、常に状況を把握するとともに、各事業の終了後には評価表を作成して、経営会議の場で評価・検討をやっているという仕組みをとっていると承知しております。

今後も県民スポーツ振興の中核としての役割を担っているところで、そのような使命のもとで管理施設の効率的な運営、また質の高いサービスが提供されるように、利用者の利便性・快適性が向上されるような努力を傾けているという状況でございます。

棚本委員

少し安心をしました。1つは、さまざまな事業の中にいろんな強化のための助成とか、さまざまなものもあります。そういう部分を考えてときに、私も私自身わけのわからないことを言うつもりはありません。やはりスポーツ振興やあるいはこういう部分、目先で効果が出てくるものでもないということも承知しております。中期あるいは長期的に立ってものを見て、選手強化も含めスポーツ振興あるいはスポーツ人口の増加も図らなければ、きょう助成して、きょう選手強化して、あした効果が生まれるとか、きょう何か新しいスポーツを入れてすぐに普及するという、こんなばかげたことは考えておりません。こういう中ではありますが、やはり経費配分、予算配分というのもそういうことと反対の話かもしれませんが、必要あらば必要なところへ去年とはまた違った形で、予算配分を変えてでも取り組まなければならない部分というのもあるかと思いますが、本日、公の場です。個別なものをいろいろ出し始めると、皮肉でも何でもありませんから、この辺を従来の評価あるいは検討、この3年周期の中で本来のスポーツ部分で、いろんなさまざまな配分を含めて検討が必要なときは、ぜひ同じ限られた予算の中ですけれども、バランスいい予算を思い切って組みかえなども視野に入れながら、これからも力強い体協の推進をお願いして、以上で質問を終わります。

丹澤委員

体協のことについてお尋ねいたしますけれども、僕は、最初、冒頭申し上げましたように、県の指定管理者の収入が多いということで、その観点からお尋ねします。ここで実は委託料が6億7,400万円で、55%と書きましたけれども、ちょっとこれは僕がもう一回試算をし直しましたところ、これは本来であれば小瀬スポーツ公園とかその他の施設を指定管理で預かって、収入部分も本当はこれに付随する部分だから入れなきゃいけないので、実際は74%くらいが指定管理による収入だというふうに思われます。そういうふうな体協は財務体質であります。

それで、なおかつ職員の問題ですけれども、いただきましたこの資料によ

りますと、体協の職員は71人と書いてありまして、そのうち67名が、これはそちらのほうからのお答えでしたけれども、67人が指定管理による施設管理に携わっている人だというふうなことであります。そうしますと、今、71人いて67人が指定管理で飯を食っているわけですから、4名しか体協の職員って実質的にいないと。そうすると、この体協というものがこれだけの人を抱えているにもかかわらず、県の施設を管理しているから何とか体質が維持できているということなんです。

実は私の地元の宣伝をさせていただきますと、みたまの湯というのがあります、これは夜11時までやっているんです。同じ町内にもう一つ公営の温泉があるが、ここは8時で終わります。11時までやっているところは、ものすごい盛況ですよ。それはだれだって8時にうちへ帰って飯食って、それから行っても十分間に合うんですから。そういうふうに民間がやりますとそういう努力をするわけですよ。今、コナミというスポーツ施設をやっている会社がありますけれども、こういうところなんかの経営状況を見ると、こういうスポーツ施設の運営というのは得意のように見受けられるわけです。うちの施設の場合にも、もし民間がやったらどうなるのかなというふうに思われるところもあります。

そういう中で、私は体協がこの部分に、今、特化しているわけですから、先ほど棚本委員からも質問がありましたけれども、スポーツ事業団がくっついちゃったからしょうがないやと。だから、この人を食わせなきゃならないから置いとかなきゃならないとお思いならば、指定管理者制度というのは、いつ民間にとってかわられるかわからない。次も必ず保証できるというシステムじゃないわけですよ。そう考えてきたときに、この体協は民間施設に負けないような体質になっているのかどうか。給料の問題もそうです。人員の問題もそうです。営業時間の問題もそうです。そういうことが民間と伍しても負けないという体質や考え方になっているのかどうか、いかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長

大変厳しい御指摘と受けとめておりますけれども、確かに収入のうち指定管理の委託料への依存度が高いということにつきましては、決して好ましい状態ではないのかもしれませんが、しかし、一方、今、6件の指定管理の委託を受けているというふうなお話もさせていただきましたけれども、例えば小瀬の場合はそれが4億5,000万円ほどの委託料になっております。どうしても、そういう委託形態だということに伴って、収入のうちの指定管理の委託料の割合が高くなるということは、やややむを得ない部分もあろうと考えております。しかしながら、丹澤委員の御指摘のとおり、5年後に今の契約が21年度から25年度ですので、26年度また新たな指定管理の契約が始まるわけですが、必ずしもそれが受託できるかどうか、本当に今後の努力にかかるといふことかと考えております。

今、小瀬の公園のほうは大方の施設は年中無休として、小瀬と富士北麓は午前8時から午後10時までの営業をして、仕事帰りの方々に御利用いただけるような体制をとっているところでございますけれども、こういった努力を当然続けて利用者のサービスの向上に努めていくと。また、次のときに、実際、指定管理がとれなかったらどうするのかということは、本当に大変な課題だと思っております。25年度までに多少時間があるわけですが、その間にそういった対応についても早急に検討をする必要があるというふうにも考えておりますが、そうはいつても、何よりも今後も引き続いてこれ

までのノウハウを生かして、一番重要な部分を熟知している体協が、こういった施設の指定管理が受けられるように、サービスの向上、また経営の効率化に引き続き努められるよう、特に私どもも注視して見ていきたいと考えております。

丹澤委員

それは職員にぜひそういう意識を持たせるようにされたほうが、御自身のためだと思いますのでぜひお願いいたします。

先日、鹿児島県の知事さんが、スポーツを強くするためには身体能力が最も発達する小学校高学年のときに、才能を開発するようなプログラムが大事だというふうな話をしまして、体協にその役割を果たさせましょうと。小学校高学年、学校の運動、学校の体育の時間は限られていてなかなか難しいということで、そういうふうな身体能力が非常に発達する小学校高学年のときに、そういうふうな才能が開発できるようなことをしたいと。それを体協にやらせるということで、今、話を聞いていますと、うちにはもうでき上がった人の指導をしたり、あるいは施設をつくったりということはあっても、これから山梨県のスポーツ界を担う人たちをどういうふうに養成していくのかということ体を協が担えるようなシステムをつくったらどうかと思うんですけれども、ぜひ御検討をいただきたいと思います。

相原スポーツ健康課長

本県の国体等の成績等を見ますと、人口の規模は全国で41番目ということですが、本県のかいじ国体開催以降、ことしも20位台の成績をおさめております。また、本県の場合は関東ブロックを勝ち抜いて本大会へ出なければいけないというハードルの高い中で、こういった成績をおさめているということは、大変いろんな競技団体の御努力や、また体協のこういった施策等のたまものであると思っております。競技力を向上させる組織をスポーツ健康課と体協で、今、運営・運用しておりますけれども、私どもと体協双方でジュニアアスリートの育成、またその指導者の養成的なことに関してのシステムづくりを、今、取り組んでいるところでございます。何とか若い小学生のころからのタレントを発掘して、その適性に即した指導をしていくというようなシステムづくりを考えているところでございます。それで、丹澤委員の御指摘のとおり、そういったことに配意して、競技力の向上に努めてまいりたいと考えております。

小越委員

済みません、1点だけ確認させてください。先ほど丹澤委員のほうから、指定管理による収入が74%を占めているとあったんですけれども、この628ページを見ますと、県の補助金が、そもそも一般会計ですが、当年度2,000万円、前年度から減っているんです。私、体協さんに直接お伺いして話を聞いたときに、県の補助金が毎年減らされていると。それは体育振興に大きな影響を与えているのではないかと思っているんですけれども、事業に対する県の補助金はどのように減らされていって、どういう観点から減っているんですか。

相原スポーツ健康課長

昨年度と今年度の2,000万円の差につきましては、先ほど申し上げた県職員の6名の引き上げなどが主な要素でございまして、競技力の向上対策費の減額が経費に出ているということではなくて、あくまで人件費でございます。競技力の向上対策についても実はやはり予算立てにつきましては、シ

ーリングの対象になっておりまして、国体開催時から比べれば随分減少になっているのも事実でございます。本県はこういった人口規模であったり、予算規模であったりというところですが、何とかそういった予算の減少が食い止められるような努力をしているところでございます。そういった中で、先ほど申し上げた競技力向上対策本部などに、各競技団体からその予算の減額について非常に切実な訴えを受けるわけですけれども、本県の場合は何とか予算のない中でも、それぞれの競技団体が知恵を絞って、競技力向上に努めてほしいということをいつも申し上げているんですが、予算の確保についても何とか減額されることなく、できれば今のところの額が維持できるように一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

小越委員

そもそも市町村合併によって市町村の負担金というか、支援金、収入が減ってきたというのと、この補助金が減らされたことによって、一番、競技力強化のところはシーリングカットでいくと10%ですか、ここもなってくるので、結局、各競技団体のところにしわ寄せが来ているということを体協の方から聞きました。競技団体の方からもよく聞きます。自分で遠征するときとか、そこの団体持ちになっているということも聞いております。そうしますと、結局、国体のときに比べてかなり減らされて、また来年も10%、10%と削ると、もう限りなく補助金が少なくなってきました。そうすると、せっかくスポーツ振興、棚本委員もおっしゃっていましたが、長い目で見通すにはやはりずっと続けてもらうというのと、競技力の向上を含めましてやっていくとなりますと、10%ずっとカットしていくということになりますと、もっと大変なことになると思いますので、指定管理に依存しているというその収入よりも、この県の補助金そのものが少なくなっているところを含めて、県の補助金をもっと出してもらいたいと思います。

他委員の質疑・意見 な し

(出資法人全体について)

小越委員

出資法人の全体のあり方と考え方についてお伺いします。まず今回のこの審議の対象は全部の出資法人ではありませんし、ことしはこの法人で、来年はこの法人ということで、今回の対象13法人で構わないんですけども、県からの出資している金額、出資金と、それから、出資金以外に毎年出している補助金とか支援のお金は合計で幾らあるんですか。

橋田企画課長

今回の13法人についてでございますけれども、21年度決算で補助金も含めた県の支出金は49億1,400万円という状況でございます。

小越委員

それで、ほかの県の状況ですと、例えば出資金を引き上げる。つまり法人を解散してその県が出した出資金を県に返還させるという県もあるようですけれども、山梨は今後そういうことを考えているんですか。

橋田企画課長

出資金につきましては、例えば計画的に増資をしていくような場合もございますし、例えばその法人が解散をしたというようなことになりましたら、その解散時の債務等を勘案しながら、県など、出資したところに戻していくというようなことになろうかと思っております。

小越委員

それは県としてそういう方向を考えているわけではないということですか。

ね。例えば補助金以外にそもそも出資している金額が2億円とか3億円とかありますよね。それを最終的には解散したら県に引き上げるとか、そういう方向は考えていないということですね。

橘田企画課長

それはそれぞれの各法人のあり方を考える中で、例えばその法人の存廃を検討して解散をするという場合になったときに、それぞれの出資額について、その債務等も勘案しながらその時点で検討をしていくということになるのかと思います。

小越委員

先ほど49億円支出とおっしゃいましたが、49億円のほかに、多分、そもそもの資本として出資している金額もあるということですよ。49億円補助金を出しているとして、49億円のうち人件費の補助に充てているのは幾らですか。

橘田企画課長

先ほど説明しました49億円というのは、補助金も含めて県が支出をしている金額でございます。その中で人件費につきましては、21年度分といたしまして、13法人について、県の派遣職員に伴う人件費補助金が約2億2,500万円という状況でございます。

小越委員

それで、先ほどの審議を聞いていますと、法人の営業努力で人件費を捻出しているところもあれば、県からの補助金をもって人件費に充てているところもあると思うんですけれども、この違いは何なんでしょうか。

橘田企画課長

県からの派遣職員につきましては派遣法に基づきまして、それぞれの団体の業務というものを勘案して派遣を行ってきたところであり、それについては県から人件費の補助金を、平成21年度までにおいては支出をしていたということでございます。

小越委員

人件費、派遣職員に出している方のお金が2億2,500万円、27人だと思うんですけれども、このほかに先ほどの審議にありました国際交流協会なども含めて、県の退職者も法人に専務理事とか事務局長さんとか行っている方がいると思うんですが、21年度だと県の退職者の役員に対する人件費は何人で、幾つ団体があつて幾らですか。

橘田企画課長

対象の13法人についてお答えをいたしますと、3法人に5名、役員の報酬の補助金といたしまして約2,800万円でございます。

小越委員

2,800万円だと平均幾らになるんですか。

橘田企画課長

2,800万円を5名で割るということで、560万円程度になるかと思えます。

小越委員

560万円の年収というのは、退職されて結構いい金額だと思うんですけれども、それで、ことしのホームページを見ますと、22年7月30日現在ですと、多分、今、言われた方のほかにも例えば地域整備公社ですとか、それから、子牛育成協会とか、やまなし産業支援機構の経営支援アドバイザーと書いている方もいらっしゃいます。県の退職職員がこの出資法人になぜ行っているんでしょうか。

橋田企画課長 それぞれの各団体の要望等を踏まえまして、そこに県のOBが行ったということだと承知をしております。

小越委員 1年間に560万円くらいになりますよね。向こうから希望されてくるといいますけれども、例えばその人は2年、3年で交代しちゃうわけです。専務理事のところは2年、3年たったら、また県の職員のOBが行くわけですよね。なぜ県の職員のOBをと向こうから言われるんですか、そして出すんですか。

橋田企画課長 同じようなお答えになりますけれども、各出資法人からの要請に基づいて、それぞれ人的支援の必要性を精査した上で、OBの方がそこに行っているというふうに承知をしております。個々の事情についてはよく私は承知をしております。

小越委員 なぜそこにいつも指定席のように行くのかがちょっと疑問なんです。560万円を12で割りますと1カ月46万6,000円です。ちょっと退職されて行った方にしては、高めの給料ではないかなと私は思うんですけれども、県のOBでなく、そのたたき上げの職員がいるわけですよね。ずっとそこで採用されて、そのたたき上げの職員が専務になったり、常務になったりするということで可能なんじゃないでしょうか。

橋田企画課長 当然そういう団体もあるというふうに承知しております。

小越委員 そこがどうしてもよくわからないんです。そういうふうにやっている団体もあれば、こちらから毎回、毎回、入れかわり立ちかわり行くというので、そこに560万円お金が県から出されているというのは、どうも一般的に見ると指定席なのかなというような気がしてしまいます。そこはどうしても解明できないんですけれども、今後はそこは天下りという言葉が出てきますが、そこについてはもっと透明性を確保してもらいたいと思うんです。1カ月46万円という給料が、ちょっと一般的には高いのではないかなという私は気がしているんですけれども、そうでないと、だったら、出資法人で別に組織しなくて県が全部直営でやっていたらいいものを、なぜまた別にして、また県の職員の方が行っているかというふうに思うんですよね。そこは天下りのことも含めて今後の課題になっていくと思いますので、ぜひそこは解明してもらいたいと思います。

もう1点、公益法人のことなんですけれども、この13団体のうちで公益法人への移行を検討しているのはどのくらいあるんでしょうか。

橋田企画課長 まず先ほどの役員の報酬でございますけれども、すべてが月額報酬ということではなくて、人件費補助金の中にはそれぞれの団体が法律によって負担すべき共済費等々も含まれているというふうになっております。

それから、公益法人への移行でございますけれども、13法人の中にはそれぞれ個別の法律によります地方3公社等々も含まれておりますので、民法の規定によります従来の公益法人について、公益法人制度改革に基づいて、新しい公益法人への移行を目指していくということで、今のところ13法人の中では8つの法人がそれぞれの公益財団法人への移行を目指しております。それから、2つの法人についてはどういう形態の法人に移行していくか

ということを検討しているという状況でございます。

小越委員 2つってそれはどこですか、足すと10なんですけれども。

橘田企画課長 今、山梨県下水道公社と国際交流協会が、どういうふうな形態の法人としていくかということを検討中でございます。

小越委員 ということは、あとの土地開発公社とかは廃止しちゃうかもしれませんが、ほかのところは公益法人に向けて準備をしていくということで、もう大体日が迫ってきていますので準備をされていると思うんですが、例えばふるさと財団、やまなし環境財団、小佐野記念財団は基金の運用益で事業をしていると思うんです。県からお金を出して、その運用益でやっているのでありまして、そこの出資金もやっているところがやまなし環境財団は環境整備の話ですとか、小佐野記念財団は国際交流のところとダブってくるわけですね。そこをあえてまたやはり別枠で、公益法人で行かせるという何かあるんですか。

橘田企画課長 公益法人の新制度への移行につきましては、平成21年3月に策定をいたしました出資法人の経営健全化プランというものの中で、法人の役割とか、事業の実施が必要とされた法人のうち、公益法人については、新しい公益法人への移行について対応するというようになっております。そのような中で、平成25年11月までが期限となっておりますので、円滑な移行ができるように法人の事業内容とか、財務状況等を再点検しながら、移行に必要な定款等の書類の作成に向けて、現在、その指導とか、助言等を行っているという状況でございます。

小越委員 例えば小佐野記念財団というのは小佐野賢治さんの冠、名前、固有名詞をつけた財団です。固有名詞のついた、個人名のついたところが真に公益と言えるのか、ちょっと私はクエスチョンマークをつけるのと、それから、この3つの財団は運用益だけでやっているわけです。ほかの県の事業と、国際交流協会ですとか、それから、県民の看護師さんとか、環境問題に対する助成とかダブってくるわけですね。それをあえてここだけで1本でまたつくっていく必要があるのか。あるいは、先ほどすることは各法人の考えることと言いましたけれども、それを解散して全部県に引き上げて、それを各事業に振り分けるということは考えていないという、県事業に戻すというか、県の直営事業にするということはないということですか。

橘田企画課長 公益法人の認定につきましては、新しい制度の中では公益目的の事業割合が全体の50%以上であることなど、18項目の要件を満たす必要がございます。公益認定を受けずに一般財団法人等への移行認可を受けた場合には、一般財団法人等へ移行するということとなりますので、現在のところ、先ほどお話をしたように、委員がおっしゃった財団については、公益財団法人への移行を目指しているということで、今、進めております。

小越委員 最後にしますけれども、49億円出して、それが不適切とは言いません。そのうち例えば県退職者のところに21年度だけで2,800万円ですか、お金が行っていると。公益法人改革に伴ってどうするかと、その法人任せというのはあるんですけれども、49億円をもっと生かしたり、あるいは今の

県の事業に直接取り入れることができるということを含めて、やはりここは考えをしっかりと明確化させていただきたいなと思っています。特に県の職員のところがほとんど指定席のように行くということについて、県民からやはりどうかというふうには私は思うんです。たたき上げの職員がそれでいけるのであれば、それでも十分機能すると思うんです。わざわざ県の幹部職員の人が退職したからそこにまた行く、また終わったらまた行くというのは、ちょっといかがなものかなというふうに思っています。

以上、意見です。

他委員の質疑・意見 な し

(県出資法人調査特別委員会の調査方法について)

丹澤委員

私は県の出資法人にかかわる仕事は一度もしたことありませんでした。そして、調査特別委員会も今回任期中初めてでありました。どういうことをしているのか全く知りませんで、この委員会に入りまして感じたことは、ここにいる皆さんは県の職員でありまして、出資者であります。出資者の職員の人たちとは、各常任委員会でも十分に議論を闘わせることができるし、いつでも話ができる。しかし、運営の方法とか、財政の状況、あるいは考え方、法人の方針とか、そういうものをこの人たちに聞いても無理な話ですよ。したがって、会議規則で参考人の招致ということが出来るわけですから、むしろ法人の理事長さん、あるいは責任のある理事さん、そういう人に来てもらって、調査特別委員会、せつかく日本に1つしかないというところですから、そういう調査をしませんと、この人たちからまた伝達してもらおうということであれば、全く聞いても感じない。この委員がどういうふうに思っているのかも伝聞で行きますから、そこも的確に伝わるかどうか分からないということですので、ぜひ次の出資法人の調査特別委員会においては、まず理事長さん、理事さん、そういう人を参考人として招致できるように、委員長さんのほうから次の人に申し送りをしていただくか、そういうふうな方向でできるように検討していただきたいと思います。

森屋委員長

それは承っておけばよろしいですか。

丹澤委員

はい。

(休 憩)

討論

小越委員

出資法人に関する経営状況の反対討論を行います。

まず環境整備事業団は、収入に対して4倍以上の経費を要するとしながら赤字解消努力はひたすらごみを集めるということだけで、搬入量が計画値を大きく下回することは操業前から明らかでした。理事長が知事となったとしても、経営状況が著しく好転する見込みはありません。1,800万円の黒字になると言い続けて、その見直しも後回しにし、開設ありきで対応してきた責任は厳しく問われるものです。また、安全管理について、アスベストの扱いを初め地下水の変動について、処分場があることを是とする立場からしか対応しない姿勢は、住民の不安を少しも解消しないものであります。よってここに反対です。

次に、産業支援機構は、県内中小企業支援に果たす役割について再考することです。県内事業所の1割にも満たない企業だけを登録し、カバーし切れていません。しかも製造業支援に偏っています。今、困っている企業に産業支援機構はどういう存在なのか。下請駆け込み寺はわずか31件と、真に県内中小零細企業を支援するものになっていません。

土地開発公社、住宅供給公社、道路公社など多額の損失を抱え、県からの債務負担や多額で長期の借入金は県の財政を逼迫させるものです。県からのもの、あるいはバブルだったからとということで済まされるものではありません。なぜこんなことになったのか、見通しの甘さ、また転換することへの対応の遅さが傷口を拡大させたと思います。

出資法人のあり方について、今回調査したことですけれども、27人の県職員が派遣され、人件費補助も受けています。さらに退職者は5人採用されています。退職職員が出資法人の幹部になぜなれるのか、県職員の天下り先と見られても仕方がない状況であり、検討すべきであります。

以上、討論です。

採決

起立多数により、付託案件に対する審査の結果は「いずれの出資法人もおおむね設立の趣旨に沿って、一定の経営努力のもとに運営されているものと認められる」とすることに決定した。

その他

・委員会報告書の作成並びに委員長報告については、委員長に委任された。

以上

県出資法人調査特別委員長 森屋 宏